「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日)のフォローアップ

内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局

※記載順 項目を仕太年度の「新しい資本主義のグランドデザイン及び宝行計画 2023 改訂版」による

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容 進捗状況 残された課題 今後の対応方 (1) 三位一体の労働市場改革の指針の 基本的考え方、(2) 目標、 ・ 「新しい資本主義グランドデザイン及 ・ リ・スキリングによる能力向上支援、 ・ 三位一体の労働市場改革	· 수 上
	亚丁
(3) 改革の方向性 ・ D X 、 G X といった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠になっている。 ・ 労働生産性を発揮するために、それに見合った形で資金を伸ばすために、常民で連携して取り組んでいく。 ・ また、成長分野への円滑な労働移動を進めるため、個々の企業内だけでなく、産業を越るて国金体の規模で官民が進りました。 ・ 提しての、知規を促進する観点から、多数の取引には、1年 キリアコンサルティングを受けることができる体制を整備する。 ・ さらに、一般の方が、転職やキャリアアップについて、キャリアコンサルティングを受けることができる体制を整備する。 ・ 民間部門においても、30 年ぶりとなる高い水準の賃上げを実現。 ・ 大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大	、本各して背 動このと 重 医者・模備体 を定 直 業れ同企差つてを 市よ割を と最嫁・同企・い 要期時し 種るじ業をつ性目 場り合目 格低を非一業キニ す間間を 別こ職と、、別指 の、が指 差賃通正賃労ヤ進 るご軸行 にと務外国縮、す 形転減す の金じ規金働りめ もとをつ もかで国ご小年 成職少 是のた雇制者アる のに共て 大らあ企とす齢 とにす 正引取用のの教 も官有い き、

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況		今後の対応方針
(4) リ・スキリングによる能力向上支援 〇 個人への直接支援の拡充	・ 国の在職者への学び直し支援策は、企業経由が中心となっており、現在、企業経由が 75% (771 億円 (人材開発支援助成金、公共職業訓練(在職者訓練)、生産性向上人材育成支援センターの運営費交付金))、個人経由が 25% (237 億円(教育訓練給付)) となっている。	・働く個人が主体的に選択可能となるよう、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるようにし、在職者のリ・スキリングの受講者の割合を高めていく。 ・ その際、業種を問わず適用可能な科目についてのリ・スキリングが、労働者の中長期的なキャリア形成に有別との先進諸国での経験等を踏まえ、、民間コース・サールのでのができる学位プラム等を含め、業種・企業を問わずるより重点を置く必要がある。	・ 雇用保険が得得での教得のでの教得のでの教育ででの大力が関連を表示を持っていた。 この での
○ 日本企業の人への投資の強化の必要性	日本企業の人への投資(OJT を除く)は、 2010年から2014年に対GDP比で0.1% にとどまり、米国(2.08%)やフランス (1.78%)等の先進諸国に比べても低 い水準にある。かつ、近年、更に低下傾 向にある。	くなり、それは企業価値や競争力の弱	・ 企業自身が、働く個人へのリ・スキリング支援強化を図る必要があることを肝に銘じる。

	T T		
実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
○ 「人への投資」施策パッケージのフォ ローアップと施策見直し	 3年間 4,000 億円規模の施策パッケージについて、本年2月時点で、1.7万人に支援を実施。 この施策パッケージを、5年1兆円規模へと拡大した(令和4年度補正)。 	「三位一体の労働市場改革の指針」を 踏まえ、パッケージの各支援策が労働 者にとってより利用しやすいものとな るようにする必要がある。	 毎年度パッケージの実施状況をフォローアップし、その結果を翌年度の予算内容へと反映する。 受講後の処遇改善・社内外への昇進・登用に与える効果について計測し、分析を行い、施策の改善に活かす。
○ 雇用調整助成金の見直し	・ 現在の雇用調整助成金は、教育訓練、出向、休業のいずれかの形態で雇用調整を行うことによる費用を助成する制度である(大企業は 1/2、中小・小規模企業は 2/3 を助成。教育訓練による雇用調整の場合は1人1日当たり1,200円を追加支給)。	・本制度は、リーマンショック、コロナ禍 等の急激な経済情勢の悪化に対する雇 用維持策として重要な役割を果たした が、助成が長期にわたり継続する場合、 労働者の職業能力の維持・向上や成長 分野への円滑な労働移動を阻害するお それがあるとの指摘もある。	・在職者によるリ・スキリングを強化するため、休業よりも教育訓練にはる財産を選択したするよう、教育訓練・休業に本る雇用調整の見直しを指するが、3年間で150日までは30日を超える計画をであるが、例えば30日を超える訓練を成る場合には、例外的にその日以降に休業によって雇用調整を行う場合は助成率を引き下げる等の見直しを検討する。
○ デジタル分野等の講座の拡充	・ 専門実践教育訓練について、デジタル 関係講座数は、179 講座(本年4月時 点)。	・ デジタル分野へのリ・スキリングを強 化する必要がある。	デジタル関係講座数を 2025 年度末までに 300 講座以上に拡大する。その際、生成 A I 等、今後成長が期待され、今の時代に即した分野に関する講座の充実を図る。
○ 給与所得控除におけるリ・スキリング 費用の控除の仕組みの柔軟化	 給与所得控除におけるリ・スキリング 費用の控除の仕組み(特定支出控除)に ついて、勤務先企業だけでなく、キャリ アコンサルタントも、そのリ・スキリン グが職務に関連する旨の証明を行える ように改正した。 		・ 新制度の活用状況も見ながら、更なる制度の柔軟化を検討する。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(5)個々の企業の実態に応じた職務給の			
導入 ○ 職務給の個々の企業の実態に合った導入	 グローバル市場で競争している業種・企業を中心に、人材獲得競争の観点からジョブ型の人事制度を導入する企業等も増えつつあるが、そのスピードは十分ではない。 そこで、「三位一体の労働市場改革の指針」において、職務給(ジョブ型人事)を導入している企業の導入事例をいくつか示したところ。 	・ 職務給の個々の企業の実態に合った導入等による構造的賃上げを通じ、同じ職務であるにもかかわらず、日本企業と外国企業の間に存在する賃金格差を、国ごとの経済事情の差を勘案しつつ、縮小することを目指す。	・ 今後年内に、職務給(ジョブ型人事)の 日本企業の人材確保の上での目的、ジョブの整理・括り方、これらに基づく人 材の配置・育成・評価方法、ポスティング制度、リ・スキリングの方法、従業員のパフォーマンス改善計画(PIP)、賃金制度、労働条件変更と現行法制・判例との関係、休暇制度等について、事例を整理し、個々の企業が制度の導入を行うために参考となるよう、多様なモデルを示す。
			・ この際、個々の企業の実態は異なるので、企業の実態に合った改革が行えるよう、自由度を持ったものとする。中小・小規模企業等の導入事例も紹介する。
○ 給与制度・雇用制度の透明性の確保	・ 有価証券報告書における人的資本開示 の充実のため、内閣府令を改正した。	・ 給与制度・雇用制度の考え方、状況を資本市場や労働市場に対して可視化することが必要である。	 給与制度・雇用制度の考え方、状況について、情報開示を引き続き進める。 企業が有価証券報告書や統合報告書等に記載を行う際に参考となる「人的資本可視化指針」(昨年8月策定)につい
(6) 成長公野への労働投動の口温ル		·	ても、「三位一体の労働市場改革の指針」を踏まえ、本年末までに改訂する。
(6) 成長分野への労働移動の円滑化○ 失業給付制度の見直し	・ 現在の失業給付制度は、自己都合で離職する場合は、求職申込後2か月ないし3か月は失業給付を受給できないと、会社都合で離職する場合と異なる要件となっている。	・ 自らの選択による労働移動の円滑化という観点から失業給付制度を見直すことが必要である。	・ 失業給付の申請時点から遡って例えば 1年以内にリ・スキリングに取り組ん でいた場合等について会社都合の場合 と同じ扱いとする等、自己都合の場合 の要件を緩和する方向で具体的設計を 行う。
○ 退職所得課税制度等の見直し	・ 現在の退職所得課税制度では、勤続 20 年を境に、勤続 1 年当たりの控除額が 40 万円から 70 万円に増額される。	・ 現在の制度は、自らの選択による労働 移動の円滑化を阻害しているとの指摘 がある。	・ 制度変更に伴う影響に留意しつつ、退 職所得課税制度の見直しを行う。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
○ 自己都合退職に対する障壁の除去	・ 民間企業の例でも、一部の企業の自己 都合退職の場合の退職金の減額、勤続 年数・年齢が一定基準以下であれば退 職金を不支給、といった労働慣行が存 在する。	・ その背景の一つに、厚生労働省が定める「モデル就業規則」において、退職金の勤続年数による制限、自己都合退職者に対する会社都合退職者と異なる取扱いが例示されていることが影響しているとの指摘がある。	・ この指摘を踏まえ、モデル就業規則を改正する。
○ 求人・求職・キャリアアップに関する官民情報の共有化	・ 個人が民間の専門家に相談し、リ・スキリング、転職までを一気通貫で支援する仕組みを出発点として措置した(令和4年度補正で、①専門家によるキャリア相談、②相談結果を踏まえたリ・スキリングプログラムの提供、③転職に向けた伴走支援を在職者に提供する事業者に対し、経費の50%~70%を補助。来年度までに30万人を支援(753億円))。	・ デンマーク等におけるフレキシキュリティの一環で行われている取組のように、官民で働く一定の要件を満た地域・セリアコンサルタントが、職種・地域者や求明を行って、転職やキャリアを考えなである。 ・ デンマーク等におけるフレキシキュリーでは、中での一環で行われているで、職種・地域を行って、転職やキャリアップに関して客観的なデータに基づいた助言・コンサルを行うことを可能とする必要がある。	・ 求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、十分の事務を加工して、共有して、大力のが、その基礎的情報に基礎のおいて、基礎のおいて、基礎のおいて、事業の制度にある。 ・ 公共職業の制度において、申請のの大力を整備を推進する。 ・ 公共職業のは、申請のの大力をを推進する。 ・ ののでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、本のでは、
○ 副業・兼業の奨励	・ 副業・兼業人材を受け入れる企業又は 送り出す企業への支援を措置した (令和 4年度補正)。	・ 成長分野への円滑な労働移動を図るための端緒としても、副業・兼業を奨励する必要がある。	・ 副業・兼業人材を受け入れる企業又は 送り出す企業への支援等、労働者個人 が新たなキャリアに安心して移行でき るようにするためのトライアル環境を 整備する。

	># 1:b 15 >==	T.	A (// - 11 - 1 - A)
実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(7) 多様性の尊重と格差の是正 ○ 最低賃金 ・ 最低賃金の引上げ額について、公労使 三者構成の最低賃金審議会で、生計費、 賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり 議論していただく。	 昨年 10 月から最低賃金の 31 円引上げが発効(過去最高の引上げ額)。 地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直した。 	 本年は、全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。 今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。 	金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。
 ○ 中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等 ・ 中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める(公正取引委員会等)。 	・ 価格転嫁を促進すべく、昨年、問題につながるおそれのある行為の認められた 4,030名に注意喚起を行うとともに、同年12月、多数の取引先に対して協議を 経ない取引価格の据え置き等を行った 13名の事業者を公正取引委員会より公 表。これらについて、その後の価格転嫁 の取組状況をフォローアップする。	価上昇に負けない、適切な賃上げ原資 の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣 行をサプライチェーン全体で定着させ	える規模の特別調査の実施、重点5業 種に対する立入調査の実施等、より一
	・ 業界団体に対し、サプライチェーン全体での取引適正化に向けた自主行動計画の策定を促し、これまでに 22 業種(自動車・流通・トラック運送等) で計画を策定。	• これまで政府で実施した各般の価格転嫁に関する調査の結果を踏まえた対応を行う必要がある。	これまでの調査結果 (公正取引委員会・中小企業庁等) を踏まえ、業界団体にも自主行動計画の改定・徹底を求める。

	\#_1\b \ \PT	T÷ → L. ↓ =□□=	Λ <i>(</i> 4 α±1±±Λ)
実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
・ 賃上げ税制の活用、赤字でも賃金を引き上げた中小企業への補助率引上げ、政府調達における加点等の取組により、賃上げをより一層推進する。	・ 賃上げ税制の活用促進に加え、事業再構築補助金・ものづくり補助金において、賃上げを行う中小企業については、6%以上の賃上げを行った場合、補助率を1/2から2/3に引上げ。ものづくり補助金については、6%以上の賃上げを行った場合、補助上限額(補助類型ごとに750万円から4,000万円)を最大1,000万円引上げ)を措置(令和4年度補正)。	・中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、引き続き中小・小規模企業の生産性向上支援策を推進する必要がある。	・賃上げ税制や補助金等における賃上ず企業の優遇や、ものづくり補助金、上産性向のではいた生産性の支援の一層の強化に取り組ずるである。 ・商を選が、表別である。 ・自動車産業において行われているであるができるがである。 ・自動車産業において行われているのでは、ままではいているがである。 ・自動車産業において行われているのでは、リングによるの中小・力がであっても、賃金助成等
○ 同一労働・同一賃金制の施行の徹底	・ 昨年 12 月、労働基準監督署(全国 321 署)でも調査を行うこととし、労働局 (全国 47 か所)に問題企業を報告する 枠組みを整備。	正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在する。600円程度の賃金格差が非合理的であると結論はできないが、同一労働・同一賃金制の徹底した施行による格差縮小が不可欠である。 また、同一労働・同一賃金制は、現在のガイドラインでは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の比較で、非正規雇用労働者の待遇改善を行うものとなっている。	の支援策の拡充を検討する。 ・ 本年3月から本格実施された労働基準 監督署による上記調査の賃金格差是正 への効果を見て、年内に順次フォロー アップし、その後の進め方を検討する。 この際、必要に応じ、関係機関の体制の 強化を検討する。
女性活躍推進法の開示義務化のフォローアップ 男女間の賃金差異について、女性活躍推進法に基づき開示を義務化(労働者301人以上の事業主に対して、男性の賃金に対する女性の賃金の割合の開示を求める。全労働者についてだけでなく、正規、非正規雇用に分けた開示も求める)。	・ 昨年7月、労働者 301 人以上の事業主 を対象に、女性活躍推進法に基づく開 示の義務化を施行。	労働者 301 人以上の事業主に対する開 示義務化の施行後の状況等を踏まえ、 労働者 101 人から 300 人の事業主に対 する開示義務化の可否について検討す る必要がある。	 対象拡大 (労働者 101 人から 300 人までの事業主) の可否についての方向性を得るため、開示義務化の施行後の状況をフォローアップする。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
〇 キャリア教育の充実	・ リ・スキリングの機会を提供するため、 大学等における社会人向け教育プログ ラムの開発・実施を支援。		 ・ 小学校・中学校・高等学校・大学におけるキャリア教育の充実を図る。 ・ 大学、高等専門学校等において、企業実務家の積極採用、企業活動と一体的な教育研究、共同講座の設置等を進める。
○ 外国人労働者との共生の推進	・本年5月「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、新たな制度を創設するとの検討の方向性を示した中間報告書を取りまとめた。		 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設する方向で検討する。 外国人子弟の教育環境の整備を進める。
(8) 国家公務員の育成・評価に関する仕組みの改革		 ・企業の労働市場改革を進めるためには、「まず隗より始めよ」の精神で、国家公務員の育成や評価に関する仕組みもアップデートするとともに、こうした動きを地方公務員や独立行政とが必要。 ・また、国家公務員のキャリアパスや求められるスキルについても、時代に合わせた再検討が必要。 ・さらに、高いスキル・専門性が求められる中では、これに応じたスキルアの国家公務員が行動に移す必要がある。 	させる機会の設定や、制度の立案や現場における一定の経験のような国家公務員がキャリアを積むにつれて備えていく能力の整理等、キャリア形成を支援する取組を行っている研修を、例えば参加型の形式のものを増加させる等の必要なアップデートを行うとともに、それぞれの職責において必要と対れる研修を受講するよう受講管理を厳

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(9) 三位一体の労働市場改革の指針の関連事項 (フリーランスの取引適正化 ・相談体制の充実を図るとともに、取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。	・ フリーランスに対し業務委託を行う事業者について、書面又は電子メール等の交付義務や報酬減額等の取引上の禁止行為の遵守等を求める、フリーランス・事業者間取引適正化等法が今国会において成立。		り組む。 ・ 意見交換を行う枠組みを検討するとともに、これらの取組から得られた情報
○ 男女ともに働きやすい環境の整備	勤務時間週30時間未満の短時間労働者への被用者保険の適用拡大(50人以下の中小企業で働く労働者への適用等)や個人事業所の非適用業種(農林水産、宿泊・飲食サービス等)の解消の早急な実現、週20時間未満勤務の労働者についての適用の具体的方法について検討の必要性を示した。	・ いわゆる 106 万円、130 万円の壁を意識 せずに働くことが可能となる見直しが 必要。	 短時間労働者への被用者保険の適用拡大等に取り組む。 被用者が新たに 106 万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせないための当面の対応を本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。

Ⅳ. GX・DX等への投資

1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(1) 国内企業立地促進の考え方と戦略分野	・ 国内投資の拡大に向けた機運醸成のため、国内投資拡大のための官民国内投資拡大フォーラムを開催(昨年 12 月、本年 4 月)。	 成長の見込まれる戦略分野を中心に、 国内外の企業に中長期的な予見可能性 を示すことのできる規模・期間での包 括的な支援を行うことが必要。 ・半導体・蓄電池・バイオものづくり・データセンターといった戦略分野を中心とした投資は、国内に大規模な立地・投資を計画する必要があり、事業のランニングコストも巨額に上る。 	・ 半導体・蓄電池・バイオものづくり・データセンターといった戦略分野を中心に国内に大規模な立地・投資を計画する事業者に対し、中長期にわたって十分な予見可能性が確保されていることが重要である。以上のような諸点を踏まえ、世界に遜色ない水準で、税制面、予算面の支援を検討する。
 (2) 戦略分野への対応(半導体、蓄電池、バイオものづくり、データセンター等) 〇 半導体 ・ 日米連携を基軸とした先端半導体の研究開発と人材育成。 ・ 半導体及び製造装置・素材の生産能力の増強。 	 量子コンピュータの大規模化、高機能化の核となる次世代半導体について、日米欧協力の枠組みを政府レベルで設置。 さらに、生産主体となる企業・研究組織を設立。 九州における半導体投資は、投資拡大と良質な雇用拡大の好循環を生んでいる。 	 ・ 半導体関連産業の国内誘致の好事例を 横展開することが重要。 ・ 2020 年代のうちに次世代半導体を実用 化することが必要。 	 生産主体となる企業・研究組織を国際連携のハブとして、国内外のトップ人材の呼び込みを図る。 有志国との連携、研究開発・量産化支援を通じ、設計・製造基盤を確立する。 2030年代以降の実現を見据え、光電融合等の将来技術の開発を進める。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	 残された課題	今後の対応方針
○ 蓄電池・ 蓄電池・材料の製造基盤の拡大。・ 国内の設備投資強化や上流資源の確保、戦略的な海外展開、次世代電池開発、人材育成等を支援。	・昨年8月、蓄電池産業戦略を策定。蓄電池・蓄電池部素材の設備投資及び技術開発を支援。さらに、バッテリーメタルやレアアース等の鉱山開発や製錬等を支援(令和4年度補正)。 ・オーストラリアとの重要鉱物に関するパートナー国鉱出の発出、ビジネス・ラリッツのでは、は、カート・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	・ 世界の蓄電池サプライチェーンの中核を占める。現在主流のリチウムイオン電池における優位性を維持・向上する必要がある。 ・ 2030 年前後にはバッテリーメタルの需給ひっ迫が見込まれており、上流資源の確保が急務。 ・ 資源保有国である、いわゆる「グローバル・サウス」と呼ばれる国・地域を含めた強靱なグローバルサプライチェーンを構築する必要がある。 ・ 大規模生産・社会実装に向けた取組を進める。	 ・ 蓄電池・部素材・製造装置の製造基盤の 更なる拡大を行う。 ・ 上流の権益を確保できるよう、官民連 携体制の構築や、エネルギー・金属鉱物 資源機構の機能拡充を図る。 ・ 上流資源を有するカナダ・オーストラ リアや、巨大市場を有する米国との連

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
 データセンター ・ 十数か所の地方拠点を5年程度で整備する。 ・ 通信回線の中継拠点(インターネット接続点)や、海底ケーブルと陸上ネットワークの中継拠点(陸揚局)の地方分散を促進する。 	 全国 10 か所で、データセンターの立地に向けた FS 調査を実施した。 全国 7 か所でデータセンターの整備支援に着手。 	 AI、特に生成AIの利用が世界的に急増する中、AIに適したサーバーを増強することが重要。また、爆発的な増加を踏まえた対応を行う必要。 あわせて、データセンターの相互接続を確保し、効率的・効果的に計算資源を活用する必要がある。 	 東京圏一極集中是正によるレジリエンス強化、また脱炭素電源活用の観点から、段階的に分散立地の促進を図る。 国内海底ケーブルの整備を支援し、日本を周回するケーブルを完成させる。 有志国等と連携しながら国際海底ケーブルの多ルート化を速やかに進める。
(3) 横断的環境整備 ○ イノベーション環境・インフラの整備		 利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しする必要がある。 また、企業立地に向けた土地利用・インフラ制約の解消が重要。 	
 ○ 安定的なサプライチェーンの確保 ・経済安全保障法(昨年成立)に基づき、サプライチェーン強靱化、官民技術協力を速やかに実施する。 ・重要技術を取り扱う者への資格付与(セキュリティ・クリアランス)のための措置、資本強化を含めた民間企業への支援について検討する。 	・ 半導体・蓄電池等の11の重要物資について経済安全保障推進法で政令指定し、それらの製造拠点整備等を支援するための基金を設置(令和4年度補正)。 ・ 量子、AI等の先端的な重要技術の実用化に向けた基金(「重要技術育成プログラム」)を5,000億円規模に拡大(令和4年度補正)。 ・ セキュリティ・クリアランスについて、本年5月に中間論点整理(骨子案)を取りまとめた。	 サプライチェーン供給途絶のリスク及び先端重要技術の国際動向については不断の点検・評価が必要。 先端的な重要技術の育成を進める必要がある。 また、重要情報を取り扱う場合、厳格に情報管理を行っていることを示せない事業者は、海外の政府や事業者との情報交換・取引を行うのは難しいという現状がある。 	て、不断の点検・評価を行った上で、把握された課題への対応を検討し、サプライチェーンの維持に万全を期す。 ・ 官民の伴走支援の下で着実に研究開発を行うとともに、重要な物資の製造等を担う民間企業への資本強化を含めた

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(4) 高度外国人材の呼び込み	・本年4月、高度人材の中でもトップレベルの能力のある人材、世界でトップレベルの大学を卒業したポテンシャルの高い若者を対象とした在留資格制度を創設した。	国 16%、ドイツ 13%と比べ、著しく低	優位性を活かし、高度外国人材の受入

2. GX・エネルギー安全保障

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
・ 2022 年中に今後 10 年のGX投資のためのロードマップを取りまとめる。ロードマップには、企業投資のための予見可能性を大きく高め、多くのプレーヤー間の市場取引を最大限活用することを可能とする、政策イニシアティブを盛り込む。	・ 昨年 12 月に、「GX実現に向けた基本方針」を取りまとめ、本年2月に閣議決定。	・ 世界各国のカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本の産業競争力を再び強化することを通じて、経済成長を実現していくことが必要。	・「GX実現に向けた基本方針」に基づき、GXの実現を通して、エネルギー安定供給、産業競争力強化・経済成長、脱炭素を同時に実現するための取組を進める。 ・ 今後10年で150兆円超の官民GX投資を実現するというアウトカムや、その実現のために必要となる非化石エネルギーの推進のための投資の促進等のアウトプット、それらの進捗を測定する評価指標(官民GX投資額)を設定し、継続的にフォローを行う。
(1) エネルギー安定供給の確保を大前 提としたGXに向けた脱炭素の取 組	 基本方針において、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの主力電源化、原子力の活用、水素・アンモニアなど個別分野の脱炭素の取組について方向性を整理。 基本方針で定めた取組を実行するために法制上の措置が必要なものについて、「GX脱炭素電源法」が今国会において成立。 	・ 基本方針で定めた各分野の取組(省エネ、再エネ、原子力、水素・アンモニア等)の促進、具体化を行う。	 基本方針に基づき、 一省エネの推進(家庭・業務・産業・運輸の各分野での省エネ、原燃料転換等)。 一再エネ主力電源化(系統整備、洋上風力の導入拡大、次世代型太陽電池等)。 一原子力の活用(再稼働、炉の建て替え、核燃料サイクル・最終処分等) 一水素・アンモニアの導入促進等の個別分野の取組を着実に進める。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行	 基本方針において、「GX経済移行債」の創設等の政策イニシアティブについての制度概要や進め方について方向性を整理。 基本方針で定めた取組を実行するために法制上の措置が必要なものについて、「GX推進法」が今国会において成立。 	・ G X 経済移行債の発行やカーボンプライシング等、基本方針に定めた政策の詳細な制度設計が必要。	
(3)国際展開戦略	 昨年11月、「アジア・ゼロエミッション 共同体構想に関する共同発表」を発出。 本年4月のG7札幌気候・エネルギー・ 環境大臣会合で、鉄鋼の「グローバルデ ータ収集フレームワーク」に合意。 	・ 世界各国のカーボンニュートラルの実 現に貢献していくことが必要。	 アジアにおいて、再エネを含むクリーンエネルギー・プロジェクトの組成を加速させる。 ファイナンス面での後押し、人材育成支援、二国間クレジット制度の更なる拡大を図る。
(4) 社会全体のGXの推進	・ 基本方針において、社会全体のGXを 推進するための方向性を整理。	 GXを推進する上では、公正な移行の 観点が重要。 大企業のみならず、中堅・中小企業も含 めたサプライチェーン全体でのGXの 取組が必要。 	・ 公正な移行を後押しするとともに、中 小企業の排出量等の見える化支援、省 エネ・省 CO2 を促進する設備投資支援 を推進する。
(5) 資源の効率的・循環的な利用	・ 昨年9月に「循環経済工程表」を策定。・ 本年3月に「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定。	・ 循環型社会構築という社会課題の解決 と持続的な経済成長をイノベーション によって実現していくことが必要。	

3. 食料安全保障

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
・ みどりの食料システム戦略の実施、農林水産物・食品の輸出拡大、スマート農林水産業の推進を図る。	 昨年 12 月、「食料安全保障強化政策大綱」を策定。 本年6月、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を策定。 	・ 食料安全保障上のリスクの高まり、社会情勢や今後の見通しが大きく変化していることを踏まえた、食料・農業・農村基本法の検証・見直しが必要。	・ 持続可能で強固な食料供給基盤の確立 に向けて、「食料・農業・農村政策の新 たな展開方向」に基づき、施策の具体化 を進めるとともに、食料・農業・農村基 本法の改正法案を本年度中に国会へ提 出することに向け、見直しの作業を加 速する。
(1)平時からの食料安全保障の確立	 食料安全保障の観点から、肥料・飼料の 国産化、麦・大豆等の過度の海外依存脱 却を支援 (令和4年度補正)。 	・ 気候変動による食料生産の不安定化や 世界的な人口増加等に伴う食料争奪の 激化、食料の「武器化」、災害の頻発化・ 激甚化等、食料がいつでも安価に輸入 できる状況が続くわけではないことが 明白となっている。	・輸入リスクの低減に向けた食料の安定 供給の強化、適正な価格形成に向けた 持続可能な食料システムの構築、全て の国民が健康的な食生活を送るための 食品アクセスの改善、食料安全保障を 担保する仕組みの構築に取り組む。
(2)農林水産業のグリーン化	・ みどりの食料システム法に定める国の 基本方針に基づき、環境負荷の低減に 資する持続可能性の高い取組を支援(令 和4年度補正)。	・ 温室効果ガスによる気候変動の影響 や、生物多様性の喪失等が進む中、持続 的な食料生産を確保するためには、環 境負荷低減に向けた対応を行うことが 必要。	 有機農業の推進、有機農産物の需要拡大、生産者の環境負荷低減の努力の見える化等に取り組み、環境と調和のとれた食料システムを確立する。 海洋環境変化を踏まえた水産資源管理と操業形態の転換、養殖業における人工種苗への転換等を進める。
(3)農林水産物・食品の輸出拡大	・ 昨年の輸出額は 1.4 兆円。2025 年 2 兆 円の目標達成に向け、輸出産地の形成、 品目別団体を中核とした供給力の強 化、海外販売力の強化を支援 (令和4年度 補正)。	 人口減少に伴い国内市場が縮小する一方、海外市場が拡大する中で、国内の農業生産基盤を維持し、地方の「稼ぎ」の柱とするために、輸出の促進を図ることが必要。 海外への品種流出を防止することが必要。 	・ 大ロット輸出産地の形成支援、サプライチェーンの関係者が一体となった戦略的な輸出の体制の整備・強化により、農林水産物・食品の輸出の 2030 年 5 兆円の目標達成に向け、2025 年 2 兆円の目標の前倒しでの達成を目指す。 ・ 海外で品種登録やライセンスを代行する育成者権管理機関の取組を推進し、知的財産の保護・活用の強化を図る。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(4)スマート農林水産業	・ スマート農林漁業技術の活用支援、実 地指導等を実施 (令和4年度補正)。	・ 生産者が減少する中で、産地の生産力 の強化が必要。	 スマート技術の開発と同時に、サプライチェーン全体で新技術に対応するための栽培方法や流通・販売方法の変革を促進する仕組みを構築する。 林業・水産業においてもスマート技術の導入を進める。

4. A I

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
・ ディープラーニングを重要分野として 絞り込んで、企業による具体的ニーズ を念頭に置き、その実装・開発を支援。	・ 創薬、食糧、材料開発、製造プロセス、センシング、建設、多言語翻訳など企業の具体的なニーズに基づくAIの技術開発・実証を実施(令和4年度補正)。		 A I 戦略会議において取りまとめられた「A I に関する暫定的な論点整理」を踏まえ、A I に関する国際的な議論、多様なリスクへの対応を進めるとともに、A I の利用の促進、A I 開発力の強化を図る。 生成 A I に係る検討状況を踏まえ、政策を通じて実現するアウトカム、アウトカムを達成するためのアウトプット、また、それらの進捗を測定する評価指標を設定し、フォローする。
(1)国際的な議論とリスクへの対応	 生成AIについては、G7で合意された「広島AIプロセス」に沿って、担当閣僚間で速やかに議論を進め、ガバナンスの在り方について、本年内に報告を行うこととした。 	ためには、AIのリスク(機密情報漏	・ A I に関する多様なリスクに関して、 国際的な議論や技術の急激な変化も踏まえ、「広島AIプロセス」のスケジュールも念頭に検討し、対応する。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(2) A I の利用の促進		 医療や介護・行政・教育・金融・製造等でAIの利用を加速する必要。 政府機関、教育現場での生成AIの活用は、リスクと有効性の両面があり、生成AIの扱い方は重要な論点である。 	DFFT 構想の具体化、人材育成、スタートアップの事業環境整備を進める。
(3) A I の開発力の強化		・ 日本の研究水準の維持・向上、イノベーションや新規産業の創出等のためには、速やかに生成AIに関する基盤的な研究力・開発力を国内に醸成する必要がある。	算資源の整備・拡充を迅速に進める。
(4) 政府の検討体制の強化		・ 社会情勢や技術が急激に変化していく 中で、新たな論点や想定外の事態に関 する情報を継続的に収集する必要があ る。	・ 有識者によるAI戦略会議、関係省庁によるAI戦略チームを軸に、各省庁が協力しながら政策を立案・推進するとともに、国際的な情報収集を継続的に実施する。

5. DX

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(1) Web3.0 の推進に向けた環境整備 ・ ブロックチェーン技術を基盤とする NFT (非代替性トークン) や DAO (分散型自律組織) 等のイノベーションが到来。Web3.0 の 推進に向けた環境整備について、検討 を進める。	て保有する暗号資産について、事業運 営のために継続的に保有する場合は、	 自ら発行・継続保有する以外の暗号資産についても、法令上・会計上の扱いについて検討を踏まえ、税制上の扱いについて検討する必要がある。 ・暗号資産に係る会計処理について、公認会計士・監査法人による監査を受けられるような環境整備を進める必要がある。 ・セキュリティトークン等以外の暗号資産・トークンを扱う事業への投資の多様化を促す必要がある。 	を継続的に保有する場合を、他の暗号 資産の保有と区別して取り扱うことが 可能かどうか、法令上・会計上の在り方 を含め、速やかに検討する。 ・ 企業会計基準委員会での議論を後押し する。並行して、Web3.0 についての会 計監査に関する企業側の理解促進や、 公認会計士・監査法人側の理解醸成を 図るため、日本公認会計士協会と暗号 資産に係る業界団体において、ガイド

	,		,
実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
 (2) ポスト5G、6Gの実現 ・ポスト5Gの情報通信システムの開発を進めるとともに、次世代の通信インフラである6Gの導入を見据えて光通信技術を5年程度で確立する。 	・ ポスト5 Gの情報通信システムの開発 を進めるとともに、6 Gの導入を見据 えた光通信技術等の研究開発を実施 (令 和4年度補正)。	・ ポスト5G、6Gの研究開発の継続とともに、グローバル展開も見据え、有志国企業の異なるベンダーの機器を自由に組み合わせて5G基地局ネットワークを構築できるようにするシステム(オープンRAN)を開発し、普及を図る必要がある。	・ 衛星通信や、HAPS(高高度プラットフォーム)を活用した成層圏からの通信により、従来のネットワークが届かない空、海、離島、山間部等も含めて広範囲の通信を可能とする非地上系ネットワーク(NTN)の早期実装を図るため、研究開発の加速化、成果の実用化、海外展開を促進する。
			・ オープン RAN について、2025 年までに チリ、タイ、ベトナム、フィリピン等の 10 か国程度で実証事業を実施し、米国 とも連携しながら、いわゆる「グローバ ル・サウス」と呼ばれる国・地域を中心 に世界シェア獲得を図る。
(3) D X 投資促進に向けた環境整備 O デジタル市場の環境整備 ・ デジタルプラットフォーム取引透明化 法に基づき、規制対象事業者のデジタルプラットフォーム運営に係る評価を 行い、その結果を公表する。また、同法 の対象にデジタル広告市場を追加する。	 デジタルプラットフォーム取引透明化法に基づき、対象事業者(オンラインモール、アプリストア)の運営状況の評価を実施し、昨年12月に公表した。 デジタル広告市場は、データの囲い込みや取引価格の透明性の問題を抱えているため、同法の対象に追加(昨年8月)し、対象事業者(3社)を指定した(昨年10月)。 	 オンラインモール・アプリストアへの評価では、アプリストア手数料の水準や課金方法、自社アプリやサービスの優遇等について課題が指摘され、対応が求められている。 モバイル・エコシステム (スマートフォンにおけるOSを基盤とするアプリ、ウェブサイトの市場) は、OS提供事業者による、アプリに対する自社の決済・課金システムの利用義務付けや自社優遇等の問題が指摘されており、公平・公正な競争環境の整備が必要ではないか、との指摘がある。 	 オンラインモール、アプリストアの運営について、本年度中に、昨年の指摘も踏まえたその後の取組状況等の2回目の評価を行い、取引関係の改善につなげる。 デジタル広告分野について、本年度中に、対象事業者の運営状況の開示の充実の対応を求める。 モバイル・エコシステムについては、競争会議の対応を求める。 モバイル・エコシステムについては、競争会議最終報告を踏まえ、欧州・米国など諸外国の状況を見極めつ、デジタル市場における公正・公平な競争環境
			の確保のために必要な法制度について 検討する。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
サイバーセキュリティセキュリティ人材の育成を進めるとともに、中小企業のセキュリティシステムの導入を助成し、サプライチェーン全体でサイバーセキュリティを強化する。	 中小企業が製造する IoT 機器へのセキュリティ対策支援として、中小企業向けに具体的な対策を示したガイドラインを策定した。 サイバーセキュリティ関連技術につい 	・ 欧米各国では、ソフトウェアや IoT 機器へのセキュリティ対策の強化を進めており、日本でも欧米各国との基準調和を進める必要がある。	 ガイドラインの活用を促進し、中小企業が製造する IoT 機器のサイバーセキュリティ対策を支援する。 欧米各国との基準調和を図るため、ソフトウェアの開発段階や利用段階での
ବ ତ	・ サイハーセキュリティ 関連技術に りいて、経済安全保障重要技術育成プログラムに含めることも含めて、新たに支援することを検討中。		せい弱性の軽減、ライセンス等の情報管理に関するガイドラインを本年度内に整備し、活用を促進するとともに、IoT機器のセキュリティ要件の適合性を評価する国内制度整備の方向性を示す。
○ インターネットにおける新たな信頼の 枠組みの構築	・ サプライチェーン情報の改ざん防止 等、主要ユースケースについて開発実	トラステッド・ウェブの有効性について、ユーザーとなる企業側の理解を十	ユーザー企業のニーズを踏まえた実践 的なユースケースを行ってメリットを
・ 様々な産業分野におけるユースケース の支援・検証を行い、国際標準化に向け た取組を進める。	証を実施した。その成果を踏まえ、本年 4月にトラステッド・ウェブに必要な 機能を具体化し、公表。	分に得られていない点に課題。	可視化し、2025年度までに実装の具体 例が創出されることを目指す。
○ デジタルガバメントの推進	・ 本年5月のデジタル臨時行政調査会に おいて、新たに、国・地方のデジタル関 係の共通的な基盤の構築に関する検討 が決定。	・ 国・地方のデジタル関係の共通的な基盤の構築に向けた検討が必要。	・ 国と地方が共通して利用可能なデジタル基盤の整備を進め、デジタルガバメントの実現に向けて取り組むとともに、国民の利便性向上に向けた対応を更に進める。
○ マイナンバーカードの普及・利活用の推進・ 国民の利便性の向上を図るとともに、国際標準のセキュリティ認証を取得したシステム面でのセキュリティ対策の安全性やメリットの周知を通じて、そ	 累計申請件数は、運転免許証の保有者数を超え、9,700万件(人口の4分の3)を超えた。 本年5月からスマートフォン(Android)への機能搭載を開始。 	・ 普及の更なる加速と、普及後の活用策の検討が必要。	・制度の安全と信頼の確保に努めるとともに、引き続き、市町村の交付体制の整備促進に加え、民間サービスにおける活用や健康保険証・運転免許証との一体化等の利用の拡大を進める。
の普及を加速する。			・ 必要な診療情報の共有による質の高い 医療サービスの提供等のアウトカム や、その実現のために必要となる医療 機関等におけるオンライン資格確認等 のシステムの導入等のアウトプット、 それらの進捗を測定する評価指標(オ ンライン資格確認システムの導入率 等)を設定し、継続的にフォローする。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
 ○ クレジットカードのインターチェンジフィーの透明化 ・ クレジットカード会社に対し、インターチェンジフィーの標準料率の公開を求め、競争を促進する。 	・ 昨年 11 月にインターチェンジフィー (クレジットカードでの決済があった際に、お店 と契約する決済会社が、利用者と契約する決済会 社に支払う手数料)の標準料率を公開。	・ 今般の公開を踏まえ、市場の透明性向 上や加盟店による価格交渉の活発化等 の進展を図る必要がある。	・ 競争環境への影響のモニタリング調査を行う。
○ デジタルヘルスの普及・ デジタルヘルスを普及するため、承認	・ 昨年度診療報酬改定において新設した 「プログラム医療機器等医学管理加	• 個人健康情報 (PHR : Personal Health Record) サービスの提供を促す必要が	・ ヘルスケア製品・サービスについて、自 主的な認証制度の実施を支援する。
アプリを活用した際の診療報酬上の加		ある。	
算を行う。また、ヘルスケア製品・サービスについて、自主的な認証制度の実施を支援する。			・ 日常生活における利活用や医療機関・ 薬局等とのデータ連携のためのデータ の標準化・実証を進める。
○ 中小企業等のDX・ 中小企業のDXを促進するため、経営 課題を診断するツールの普及、専門家		・ インボイス制度への対応の効率化に向けて、サプライチェーン全体で請求・決済等の取引データを連携させる必要が	・ データの標準化や会計ソフト等の開発・普及を促進する。
による伴走支援、IT導入に対する支 援を行う。	に、I T導入補助金による I Tツール 導入支援を実施。	ある。	・ 約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う。
○ 医療・介護のDX ・ 全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化等及び診療報酬改定に関するDXの取組を進めるとともに、医療情報の利活用につい	・ 昨年 10 月に設置した「医療 D X 推進本部」において、本年 6 月に「医療 D X の推進に関する工程表」を策定。	・ 工程表に基づく着実な取組の実施が必 要。	・ 全国医療情報プラットフォームの創設、診療報酬改定DX、電子カルテ情報の標準化等の取組を行政と関係業界が 一丸となって進める。
て法制上の措置等を講ずる。			医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策等を着実に実施する。
			改正次世代医療基盤法に基づき、医療 情報の利活用を促進する。
○ 建築・都市のDX・ 建築物の形状、材質、施工方法に関する 3次元データ(BIM)、都市空間における	BIM による建築確認に向けた検討を開始した。	「デジタルツイン」を実現するため、更なる建築・都市のDXの推進が必要。	・ 引き続き、BIM、PLATEAU、不動産 I Dの 活用を重点的に進める。
建築物や道路の配置に関する3次元モ デル(PLATEAU)、土地や建物に関する固	全国約 130 都市で PLATEAU を構築。		
有の識別番号(不動産 ID)の活用を促 進する。	不動産IDの活用促進に向けた検討を 実施。		

6. 官民連携による科学技術・イノベーションの推進

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(1) 量子技術 ・量子コンピュータの大規模化・高機能化の研究開発について、先行する有志国企業との連携を実施、グローバルな対応を進める。	・量子コンピュータ、量子暗号通信、それらの要素技術についての研究開発や研究開発・実証拠点の整備予算を確保(令和4年度補正)。		・本年度中に、スタートアップが利用できる実証環境を整備する。 ・ 2028 年度までに、量子コンピュータと、正典コンピュータを統合的開発・コンピュータを開発を要けるに、重要をは、重要を表して、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな
(2)健康・医療 ○ 認知症等の脳神経疾患の発症・進行抑制・治療法の開発	・ 日本の製薬会社が、世界で初めてアルツハイマー病の進行を抑える治療薬を開発。	・ 平均寿命が延伸し、他の先進国に先ん じて超高齢化時代を迎える我が国にと って、認知症等の脳神経疾患に対する 予防・治療や、そのための研究開発は重 要な課題。	トを創設する。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況		今後の対応方針
○ ゲノム創薬をはじめとする次世代創薬の推進	 昨年9月、全ゲノム解析等実行計画 2022を策定。 がん・難病の全ゲノム解析 (DNA が持つ全ての遺伝情報の解析) について、2万症例 (2021年度分までの累積)を解析。 日本医療研究開発機構 (AMED) に先進的研究開発戦略センター (SCARDA)を設置した。 感染症治療薬の研究開発・基盤構築を実施 (令和4年度補正)。 再生・細胞医療・遺伝子治療の実現に向けた研究開発プログラムを立ち上げ。 	・ 従来の低分子薬から、高機能バイオ医薬品や中分子など世界規模でニーズの高い分野について、日本国内の枠組みに閉じて研究開発・供給のスピード感で我が国が後れを取るおそれがある。 ・ 医学・薬学にとどまらず、バイオ、数理科学等の異分野まで含めた、関係する医療機関、研究機関、スタートアップとの連携が必要。	
〇 再生医療		・ 新しい治療法の普及が進んでいる。今 後の進歩も見据え、新しい技術・治療法 に迅速に対応できる法体系等が必要。	・ 新しい技術の発展を踏まえ、再生医療 を適切に普及・拡大させていく観点か ら、再生医療等安全性確保法等の改正 を検討し、早期に国会に提出する。
(3) フュージョンエネルギー・イノベー ション戦略	・ これまで日本が ITER 計画等に参加を し、培った技術を活かしつつ、核融合技 術の商業化に向けた取組を加速するた め、フュージョンエネルギー・イノベー ション戦略を本年4月に取りまとめ。	・ 産業創出を見据え、官民連携による投 資の促進が必要。	 産学官のコンセンサスを形成するための枠組みを創設し、スタートアップを含む民間企業や大学における研究開発を強化する。 同志国と連携し、共同研究や安全規制の国際標準化を進める。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(4) 国立研究機関による研究開発力の 強化		・ 気候変動、安全保障を始めとする科学技術・イノベーションによる解決が求められる国家的重要課題には、国立研究機関を中心に、大学や企業など関係機関が連携し、設備・人材等の資源を結集して取り組むことが必要。	について、これを容易化するため、中長
(5) 大学ファンドによる支援			
・ 研究と経営の分離、若手研究者の登用 等、優良なガバナンスを導入する大学 に対し、10 兆円規模の大学ファンドで 支援。	本年3月、大学ファンドの支援対象となる大学について公募を実施し、10大学の申請を受付け。本年4月より、国内外の有識者によるアドバイザリーボードによる審査を開始。		・ 大学ファンドの支援の対象となる大学 について、本年度から段階的に審査を 行い、来年度中に支援を開始する。
(6) 地域中核・特色ある研究大学への支援 援・ 地域中核・特色ある研究大学への支援	・本年2月、地域の中核大学や特定分野 に強みのある研究大学に向けた政策パ ッケージを改訂。		・ 地域中核・特色ある研究大学の強みや特色を伸ばす取組を支援する。
(7) 国際的な人的ネットワークや研究 成果へのアクセスの確保 ・ 国際的な人的ネットワークや研究成果 へのアクセスの確保	・ G7サミット、科学技術大臣会合の成果を踏まえ、CSTIにて、我が国としてのオープンアクセス方針の検討を開始。	・ 我が国としてのオープンアクセス方針 を策定・公表し、方針に沿った具体的な 方策の検討、実施が必要。	_
(8)留学派遣・受入れ	・本年5月、教育未来創造会議において、 コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ 方策、留学生の卒業後の活躍に向けた 環境整備について提言を取りまとめ た。	・ ポストコロナを見据え、コロナで途絶 えた海外との人的交流の再構築、留学 生の派遣・受入れを強化する必要があ る。	を年間 50 万人に拡大することを目指
			・ 2033 年までに、外国人留学生受入れを 年間 40 万人に拡大し、かつ、国内就職 率を 6 割 (国内進学者を除く) に引き上 げる。このため、海外でのイベント・説 明会等を進めるとともに、インターン シップを軸とした支援を行う。

	-	-b \ / / -m	A 46 - 11-5 1 A1
実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	人 残された課題	今後の対応方針
(9) ムーンショット型研究開発 ・ ムーンショット型研究開発制度をはじめとした複数年度にわたって支援する公募型の研究開発支援について、初期の失敗を許容し、より長期に評価を行う方向で改善・強化する。		 3年目の外部評価に基づきステージゲートを実施し、プロジェクトの方向性の見直しを行う。 ウクライナ情勢等を踏まえたエネルギーや食料の安定確保等の社会環境の変化等に伴って出現する新たな課題への対応が必要。 	・フュージョンエネルギーの利活用、A Iや量子技術を始めとする先端科学技 術を活用した農業・食料分野のイノベ ーション等、社会環境の変化に伴って 出現する新たな課題に対応するため、 ムーンショット型研究開発制度等の充 実を図る。
(10) 博士課程学生・若手研究者等への支援	・「次世代研究者挑戦的研究プログラム」及び「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」等による経済的支援及びキャリアパス整備を実施。	 大学ファンドによる支援に着実に移行させるための制度設計も踏まえ、支援の充実を図りつつ、継続的な支援を行うことが必要。 IT分野を始め理工系分野の大学生・高等専門学校生、教員等に占める女性の割合を向上させる必要。 	 博士課程学生支援の一部が大学ファンドによる支援へと移行するのに際して、博士課程学生への経済的支援策やキャリアパス整備の充実について検討し、早期に結論を得る。 女子中高生のIT分野の学びや分野選択の促進など産学官連携で地域一体となった取組等を加速するとともに、大学の上位職への女性研究者登用を促進する取組を強化する。
(12) 2025 年大阪・関西万博 ・ 大阪・関西万博において、日本の最新技術による世界への貢献を示すことができるよう、アクションプランを順次改訂しつつ、規制改革面、経費面を含め、円滑に準備を進める。	・ メイン会場、途上国の共用パビリオン 施設の建設準備を開始(令和4年度補正)。	 会場建設を着実に進める必要がある。 中核プロジェクトの展示方法や、効果的な情報発信方法を具体化する必要がある。 準備を進める中で、経費面等で課題が発生しており、対応を行う必要。 	・本年中に主要プロジェクトの展示方法を定めるとともに、半年ごとを目途に改訂するアクションプランに基づいて、必要な措置を講じ、資金面の手当、セキュリティ対策、途上国の参加支援も含め、2025年4月の開催に向けて必要な措置を着実に進める。

- V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進
- 1. 産業構造の転換と企業の参入・退出の円滑化の必要性
- 2. スタートアップ育成5か年計画の推進

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(1) 基本的な考え方、(2) 目標 (3) パッケージの方向性 ・スタートアップへの投資額を5年後の 2027 年度に 10 倍を超える規模とする ことを視野に5か年計画を2022年末に 策定。	 ・昨年11月に「スタートアップ育成5か年計画」を決定。 ① 人材・ネットワークの構築 ② 事業成長のための資金供給や出口戦略の多様化 ③ オープンイノベーションの推進の3本柱の取組を一体として推進。 	・ 現在 8,000 億円規模のスタートアップへの投資額について、本5か年計画の実施により、5年後の 2027 年に 10 倍を超える規模 (10 兆円規模) とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めることが必要。	 2027 年度までの「スタートアップ育成 5か年計画ロードマップ」及びその後 の施策の深堀状況を踏まえ、着実に施 策を実行する。 スタートアップへの投資額を昨年から 5年後の 2027 年度に 10 倍を超える規模 (10 兆円規模) にするというアウトカムや、その実現のために必要となるトアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築等のアウトプット、それらの 進捗を測定する評価指標 (スタートアップへの投資額等)を設定し、継続的にフォローする。
 (4) スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築 ○ ストックオプションの環境整備 ・ ディープテックなど事業化まで時間を要するスタートアップや、グローバル展開を含め長期間をかけて大きな成長を目指すスタートアップを後押しするため、ストックオプション等の環境整備について検討する。 	 税制適格ストックオプションについて、ストックオプション税制の権利行使期間を延長するとともに、株券の保管委託義務を不要化することとした。 未上場会社であるスタートアップが税制適格ストックオプションを導入する場合の株価の算定ルールについて、純資産価額方式による算定を認めることとする通達等を整備しているところ。 	 ・米国では、スタートアップの発行株式 全体に占めるストックオプションの割 合は15%~18%だが、日本では10%以下にとどまる。 ・会社法上、株主総会の決議に基づくストックオプションの発行枠の設定から1年以内に従業員にストックオプションを付与する必要があり、米国のような、柔軟なストックオプションの発行が認められていない。 	 税制適格ストックオプションの上限額の大幅引上げ又は撤廃を検討する。 株主総会から取締役会への委任内容について、新株予約権の権利行使の価額や権利行使期間等も含めることができるよう会社法制上の措置を講じる。 非公開会社における税制適格ストックオプションの株式保管委託要件の撤廃を検討する。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容		残された課題	今後の対応方針
	些沙 状况	及られた味趣	フラグングラル・フェー
○ メンターによる支援事業の拡大・横展開開・ 優れたアイディア、技術を持つ若い人材への支援制度の拡大	・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構、 産業技術総合研究所で、若い人材の選 抜・支援プログラムを開始した。	メンターによる若手人材の育成は、スタートアップ育成としても有意義であり、育成主体を広げる必要がある。	・ 若い人材の選抜・支援プログラムについて、日本医療研究開発機構、科学技術振興機構、宇宙航空研究開発機構、農業・食品産業技術総合研究機構等へ横展開し、5年後には、育成規模を全体で年間500人へ拡大する。
○ 海外における起業家育成の拠点の創設 (「出島」事業)・ シリコンバレー等の投資家や起業家等 から指導を受ける起業家育成プログラ	・ 起業を志す若手人材 20 名を選抜し、シ リコンバレーに派遣する事業を実施。	日本では、メンターによる指導を受ける機会に制約があるため、これを確保することが必要。	て、5年間1,000人規模に拡大する。シリコンバレー、ボストン、ニューヨー
ムを提供する。			ク、サンディエゴ、オースティンといったイノベーションの拠点となっている 米国各都市や、イスラエル、シンガポール、北欧など世界各地における、スタートアップ、ベンチャーキャピタル、アクセラレーター等でのインターン研修等を追加する。シリコンバレーとボストンに日本のビジネス拠点を新設する。
グローバルスタートアップキャンパス構想内外の大学の誘致を含め、スタートアップが集積するキャンパス作りを推進する。	・ 海外大学との先行的共同研究や研究者 交流の実施、海外大学等と長期・安定的 な協力関係の構築、キャンパス自身の エンダウメント(基金)の構築・活用を 検討。	・ 日本の大学・研究機関の人材・研究シーズのグローバル展開を後押しするため、海外トップ大学の誘致、優秀な研究者の招へい等により、国際共同研究とインキュベーション機能を兼ね備えた拠点が必要。	・ グローバルスタートアップキャンパスを東京都心に創設する。このため、米国のマサチューセッツ工科大学(MIT)とのフィージビリティスタディを進めるとともに、海外トップ大学との協力関係の構築、国内大学の研究開発の活性化、関係自治体と連携した外国人材の生活基盤整備等を進める。
○ 米国経営大学院の日本向け起業家育成 プログラムの創設等を含む、アントレ プレナー教育の強化		日本では、起業家育成にグローバルな 強みを有する教育プログラムの提供に 限界がある。	・米国大学による日本向けの起業家育成 のための経営大学院修士課程の創設 等、国内で就労しながら学位を取得で きる環境整備を検討するため、フィー ジビリティスタディを行う。
○ 1大学1エグジット運動		大学発スタートアップは、大都市圏で 多いものの、全国で生まれており、地方 にもポテンシャルがある。	

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
○ 大学、小中高生でのスタートアップ創 出に向けた支援	 科学技術振興機構(JST)において、5 年間分 1000 億円の基金を造成。(令和4 年度補正) 		• 5年間で5,000件以上の案件について、 大学発の研究成果の事業化を支援す る。
	・ 大学のインキュベーション施設を整備。(令和4年度補正)		· 小中高生を対象に、起業家を講師に招いての起業家教育の支援プログラムの推進を図る。
○ 高等専門学校の起業家教育の強化		高度な実践的技術力を有する人材とスタートアップの双方の育成を進めることが必要。	・ 高等専門学校において起業家教育を導 入する。
			・ 工業高校から高等専門学校への転換の 環境整備を図る。その際、転換に係る 国からの支援についても検討する。
○ スタートアップ・エコシステム拠点都 市での取組強化	本年度より、各拠点都市における海外 連携機能を強化する取組を実施中。		スタートアップ・エコシステムのグローバル展開を支援している JETRO の関連予算・体制を抜本拡充する。
 ○ スタートアップ・大学における知財戦略 ・ 大学の国際特許出願に対する支援強化、共有特許ルールの見直し、大学による株や新株予約権の取得に際しての制限の撤廃等を進める。 	・ 本年3月、大学と企業の共有特許の取扱いルールの見直し等を含む、大学知財がバナンスガイドラインを策定。	大学評価や国からのファンディング制度において、特許件数のみが重要とはいえない。	 「大学知財ガバナンスガイドライン」を踏まえた、大学の知財のガバナンス改革を推進する。 大学評価や国からのファンディング制度において、ライセンス収入の評価項目への取り入れ等の評価を検討する。 特許審査官側からのプッシュ型支援を
○ 研究分野の担い手の拡大	・ 若手研究者の参加を要件とした国際共 同研究支援(「科研費「国際先導研究」) について、全体経費に占める若手研究 者の費用の割合について7割を原則と することを要件化した上で、支援を実 施。(令和4年度補正)	・ 博士課程学生の生活支援を充実させる ことが必要。	早期に実施する。 ・ 2025 年度までに生活費相当額を支給する博士課程の学生数を従来の3倍(修士課程から進学者の7割に相当)に増加させることを目指す。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
○ 海外起業家・投資家の誘致拡大	 本年4月、海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプランを策定。 本年5月、新時代のインバウンド拡大アクションプランを策定。 	・ 英国等の諸外国の事例を参照し、更な る外国人起業家の誘致を加速する必要 がある。	 ・ 民間組織も、自治体に代わって、起業準備者へのスタートアップビザ発給の確認手続を行える枠組みを本年内に創設する。 ・ スタートアップビザの滞在期間を延長し、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業等を活用することで、最長在留期間延長を検討する。 ・ 国際的なリモートワーカー(いわゆる「デジタルノマド」)の呼び込みに向け、ビザ・在留資格など制度面も含めた課題についての把握・検討を行い、本年
〇 国際標準の教育カリキュラムの導入促 進	・ 本年3月に、国際バカロレアの普及促 進に向けた検討に係る有識者会議の取 りまとめを公表した。	・ エコシステム拠点を始めとする有能な 外国人材が集まる地域において、その 子弟に対する質の高い教育機会を提供 する必要がある。	度内に制度化を行う。 ・ 国際バカロレアなど世界標準の教育カリキュラムの導入を推進する。
○ RSU (Restricted Stock Unit:事後交付型譲渡制限付株式)の活用に向けた環境整備	・ RSU に関し要望のあった関係者に対し、 ヒアリングを実施。	・ RSU (Restricted Stock Unit:事後交付型譲渡制限付株式)について、金融商品取引法の定める年1億円以上の新株発行に対する開示義務の対象に該当するかが不明確。	・ 開示義務に RSU が該当するかどうかに ついて、取扱いを明確化する。
(5) スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化 〇 中小企業基盤整備機構のベンチャーキャピタルへの出資機能の強化	・ 内外ベンチャーキャピタルへの有限責任投資を行うため、国から中小企業基盤整備機構へ 200 億円を出資。(令和4年度補正)	資金力やスタートアップの育成ノウハウを有する内外ベンチャーキャピタルへの有限責任投資を推進することが必要。	・ 若手キャピタリストが経営するベンチャーキャピタルに限定した出資枠の創設等の国内ベンチャーキャピタルの育成支援を行う。
○ 産業革新投資機構の出資機能の強化・ 産業革新投資機構の運用期限を2050年まで延長する。	・ 本年1月、産業革新投資機構において、 これまでの実績の2倍程度の投資規模 となるファンドを新たに立ち上げた。	・ 現在の運用期限は 2034 年であり、長期 的視野を持ってベンチャーキャピタル と協調した投資を行う際に支障があ る。	・ 来年目途で法案提出を行い、運用期限を 2050 年まで延長する。・ さらに 400 億円のファンドを、本年中を目途に立ち上げる。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
○ 官民ファンド等の出資機能の強化	・ 官民ファンドにおいて、ベンチャーキャピタルへの有限責任投資の強化を図るため、国から出資を行うなど機能強化を図った。	• 5年後に10倍を超える規模のスタートアップへの投資額を実現するのに十分なリスクマネーを供給する必要がある。	 各官民ファンドからの国内外ベンチャーキャピタルへの有限責任投資額を毎年集計・公表する。 目利き力と国内外ベンチャーキャピタルとのネットワークを有する民間金融機関等のゲートキーパー(アドバイザー)を積極的に活用する。
○ 新エネルギー・産業技術総合開発機構 による研究開発型スタートアップへの 支援	・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) において、研究開発型スタート アップへの支援を強化するため、5年 間分 1,000 億円の基金を新規に造成。 (令和4年度補正)		• NEDO による量産化や事業開発の支援等を含めて、ディープテックスタートアップに対する支援事業を拡充する。
○ 日本医療研究開発機構による創薬ベン チャーへの支援	 日本医療研究開発機構(AMED)において、創薬ベンチャーへの支援を強化するため、10年間分3,000億円に基金を積み増し。(令和4年度補正) 		感染症関連以外の資金調達が困難な創薬分野に対し、支援を拡大する。
○ 研究開発型スタートアップへのファンディングと SBIR 制度の抜本強化	・ 内閣府において、新たに5年分2,000億円の基金を創設し、大規模技術開発・実証段階(「フェーズ3」)を支援することとした。(令和4年度補正)	・ シード期のスタートアップが「死の谷」 を越えることができず、資金配分機関 (科学技術振興機構、新エネルギー・産 業技術総合開発機構、日本医療研究開 発機構等)において多くの論点(補助 率、申請様式、経理処理等)が指摘され ている。	ディングの在り方を早期に策定し、各
○ 海外先進エコシステムとの接続強化	・ 創薬スタートアップの資金調達や大手 製薬企業へのエグジットを見据え、創 薬ベンチャーエコシステム強化事業の 活用や、既存の海外連携事業との連携 も視野に検討。	ボストンでは、スタートアップ創出・育成モデルの進化により、早期のエグジットが実現しており、こうした知見を活用する必要がある。	薬スタートアップのエコシステムとの
○ スタートアップへの投資を促すための 措置	・保有する株式を売却してスタートアップに再投資する際の優遇税制を創設。・エンジェル税制の優遇を受ける際に必要な申請書類を一部削減した。	・ 令和5年度税制改正で措置した、保有 する株式を売却してスタートアップに 再投資する場合における優遇税制の活 用促進が必要。	

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
〇 個人からベンチャーキャピタルへの投 資促進		・ 英国、フランス等の諸外国の事例を参照し、個人から上場ベンチャーファンドへの投資を促進する必要。	 投資家保護に留意しつつ、個人から上場ベンチャーファンドへの投資を促進するスキームの具体化について検討を行う。 上場ベンチャーファンドについて、四半期ごとの情報開示とするよう東証の上場ルールの見直しを検討する。
○ 株式投資型クラウドファンディングの 活用に向けた環境整備		・ 諸外国の事例を参照しつつ、投資家保 護策と併せて検討が必要。	・ 株式投資型クラウドファンディングに ついて、発行総額上限(1億円)や投資 家の投資上限(50万円)について検討 し、来年末までに結論を得る。
○ 公共調達の促進		・ 国や独立行政法人が調達する物件、工事、サービスについて、創業 10 年未満の中小企業からの契約比率が 1 %程度(777 億円(2020 年度実績))にとどまっている。	
SPAC (特別買収目的会社) の検討導入した場合に必要な制度整備について、グローバル・スタンダードを踏まえて、投資家保護に十分に配慮しつつ検討を進める。	・ 国際金融市場の動向を継続的に調査。		・ 導入した場合に必要な制度整備について、国際金融市場の動向を踏まえ、投資 家保護に十分に配慮しつつ検討を進める。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
 ○ 未上場株の取引環境の整備 ・ スタートアップが拙速に上場(IPO) することを強いられないよう、非上場のまま、成長できる環境を整備する。 	 本年4月、政令改正案のパブリックコメントを実施。 本年4月、PTSに係る自主規制の制度整備に関するパブリックコメントを実施。 	 私設取引システム(PTS)において、特定投資家向けに非上場株式の取扱いが認められていない。 プライマリー市場についても、スタートアップへの資金供給を促進していく必要がある。 	を可能とするため、本年度中に政令を 改正する。
○ 特定投資家私募制度等の見直し	昨年7月、非上場有価証券でも特定投 資家私募制度の利用を可能とする規則 を整備。	・ 特定証券情報の開示に係る事務負担が 重いとの指摘がある。	・ 少人数私募制度の在り方(人数制限や 投資家の人数算定方法の変更等)、有価 証券届出書の在り方等、資金調達の在 り方を検討する。
○ 海外進出を促すための出国税等に関す る税制上の措置	・ 令和5年度税制改正において、取引相場のない株式について、質権設定すれば株券を発行せずに担保提供が可能とした。		・ スタートアップの海外進出時に経営者 自身が海外赴任する際、自身のスター トアップの株券を担保として提供しな くても、会社が保証することで出国可 能であることを確認・周知する。
○ 個人金融資産及びGPIF等の長期運用資金のベンチャー投資への循環	・ 本年3月、投資信託協会において、投資 信託への非上場株式の組入れに関する 検討の方向性を公表。	・ 日本の個人金融資産が、十分に活用されていない。	・ 日本の個人金融資産がスタートアップ の育成に循環するとともに、GPIF 等の 長期運用資金が、ベンチャー投資やイ ンフラ整備等に循環する流れを構築す る。
○ 銀行等によるスタートアップへの融資 促進	・ 中小企業信用保険制度、日本政策金融 公庫の創業支援制度において、金融業 (資金決済等に係るフィンテック企 業)を融資対象に追加することを決定。 本年夏、施行予定。	・ 成長に時間を要するスタートアップに ついては、銀行等が、新たな事業分野の 開拓を支援する意義がある。	・ 銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充するため、銀行法の 出資規制の要件緩和を進める。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
○ 海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備		 ファンドが保有する未公開株式について、諸外国は公正価値評価(時価評価)なのに対し、日本では、取得原価での評価がなされている場合が多い。 現在、投資事業有限責任組合(LPS)の投資対象は、産業競争力強化法の認定を受けた場合を除き、外国法人の発行する株式の取得・保有は、総組合員の出資総額の50%未満となっており、ベンチャーキャピタルによる海外投資の円滑化を図るために改善が必要。 	 ベンチャーキャピタルの監査上の留意 点や会計処理の実務的な取扱いを明確 化し、我が国における公正価値評価の 導入や監査等の実施を促進する。 LPS 法の海外投資上限を撤廃する。 LPS の事業範囲拡大に伴い、情報開示を より徹底する観点から、来年度の法改 正を視野に財務諸表等の記載事項につ いて法令に位置付けることを検討す る。
○ 地方におけるスタートアップ創出の強 化	・ 国立大学法人等が大学発スタートアップにファンドを通じての出資が可能となるよう、制度改正を実施。昨年度からは地域ファンドに対してもLP出資を行うことを可能とした。	77.10 2 20 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	・ 国立大学からの地域金融機関が参加する地域ファンドへの出資拡大等を行う。
○ 福島でのスタートアップ創出の支援	地域復興実用化開発等促進事業により、浜通り地域等で実施される実用化開発等を補助。		福島浜通りにおいて、ロボット・ドローン・空飛ぶクルマ等のための実証フィールドの整備に取り組む。
○ 2025 年大阪・関西万博でのスタートア ップの活用		大阪・関西万博を契機に、スタートアップ・エコシステムの活動のグローバル展開を後押しすることが必要。	
○ 有価証券届出書・会社登記等における 個人情報の取扱いの見直し		ストックオプションの保有者や代表取締役の氏名・住所が公開されていることへの懸念がある。	を本年度内に見直す。
○ 海外投資家に対する税制度の利便性向上	・ 海外投資家が海外ファンドを通じて日本のファンドに投資する場合に、事業所得として所得税を課税しない範囲を拡大した。		・ 海外LPから国内GPへの投資を促す 上での利便性向上に向けた税制の在り 方等について検討を行う。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
○ 東京証券取引所グロース市場の在り方	・ 昨年4月、東京証券取引所の市場区分を見直し、規模の小さいベンチャー企業が参加する「グロース市場」を設置。	 現在、創薬ベンチャーについては、臨床 試験フェーズや創薬パイプラインに関 する大手製薬企業とのアライアンス が、IPOのための実質的な要件となって いる。 	 成長性に関する指標の導入を含めた上場維持基準の在り方等、グロース市場の制度整備について検討を行う。 東京証券取引所の新規上場ガイドブックの事例の書換え等によってアライアンスについての運用を合理化する。
(6) オープンイノベーションの推進 ○ オープンイノベーションを促すための 税制措置等	・ オープンイノベーション促進税制の拡充 (大企業がスタートアップの株式を取得する場合に取得価額の 25%を法人所得から控除する税制について、従来は新規発行株式のみが対象だったが、5億円以上の取得で発行済株式も対象化)を措置。	・ スタートアップの出口戦略となる事業 会社による M&A を引き続き、促進して いくことが必要。	・ オープンイノベーションを引き続き促 進するため、オープンイノベーション 促進税制の適用期間延長等を検討す る。
〇 組織再編の更なる加速に向けた検討	カーブアウトに関わる課題の把握に向けて、事業会社等の関係者へのヒアリングを含めた調査を実施。	・ 大企業が有する経営資源(人材、技術等)の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出の観点からは、スピンオフ・カーブアウトの促進が重要。	・ ベンチャーキャピタル等と協調して外 部の経営資源活用による事業化に取り 組む事業会社等やカーブアウトする者 に対する研究開発活動を支援する。
○ M&A を促進するための国際会計基準 (IFRS) の任意適用の拡大	・本年3月、保険グループが IFRS 等を任 意適用した場合に、保険業法における 各種開示規制についても IFRS 等で対応 できるように、保険業法施行規則等を 改正。	・日本の会計基準では、のれんの処理に ついて規則的に償却するとされてお り、のれん償却費が買収企業の収益を 継続的に圧迫するため、M&A を慎重にさ せる要因となるとの指摘がある。	・ のれんの償却を行わない国際会計基準 (IFRS) の任意適用の拡大を促す。
○ スタートアップ・エコシステムの全体 像把握のためのデータの収集・整理		スタートアップ・エコシステムに関する統計が整備されていない	・ 国際比較が可能な形で、実態調査を行 う等データの収集・整理を図る。
○ 公共サービスやインフラに関するデータのオープン化の推進	オープンデータ化推進のため、オープ ンデータ基本指針において行政保有デ ータのオープンデータ公開の原則を定 めた。	自治体のデータセットについては、改編・追加されたフォーマットで公開されるデータの拡充を進めて行くことが必要。	国及び地方公共団体において、スタートアップ等も利用可能な公共データについて、インターネット上で情報提供を行う。
○ 大企業とスタートアップのネットワーク強化	スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針を周知するためのガイドブックを作成した。		スタートアップと事業会社等が連携を 行う場合の秘密保持契約やライセンス 契約等において留意すべき指針につい て周知する。

3. 事業不振の場合の総合的な支援策と事業再構築・事業承継等を含めた退出の円滑化

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(1)企業経営者に退出希望がある場合の早期相談体制の構築等の制度整備	・ よろず支援拠点や中小企業活性化協議会といった機関で、必要に応じて廃業・ 倒産時の相談支援、廃業を含む事業再生や再チャレンジ支援を行ってきた。	・ 不採算事業からの撤退又は廃業の際に、撤退・廃業に要する費用、これまでの事業で生じた債務の大きさや、廃業後の生活に対して、不安感を覚える経営者が多い。 ・ 他方で、後継者のいない企業が、事業の継ぎ支援センター、よろず支援拠点の割合は、3.8%にとどまる。また、全都道府県に設置されたよろず支援拠点は、中小企業支援の総合的な窓口を対しているが、同拠点への相談内容のうち、事業承継や廃業の相談は、1.8%である。	・ 事業不振の際に、M&A・事業再構築・事業承継・廃業等の幅広い選択肢について、早い段階から専門家に相談できる体制を、全国にある中小企業支援実施機関の体制整備も含めて、構築するとともに、企業経営者への早期相談の重要性について周知徹底を行う。 ・ 事業承継税制の延長・拡大を検討する。
(2)事業再構築法制の整備コロナ後の新たな成長に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、私的整理を円滑に行う法制度について検討し、国会に提出。	 事業再構築を容易に行うため、債権者の全員同意を求めず、債権者の多数決決議と裁判所の認可により、私的整理(債務整理)を円滑に行うことを可能とする法案を検討中。 	・ 先進諸国においては、全ての貸し手の 同意を必要とせず、裁判所の認可の下 で事業再構築に向けて多数決により金 融債務の減額を行う法制度が存在する が、日本には存在しない。	・ 我が国においても、他の先進諸国のように、全ての貸し手の同意を必要とせず、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制を整備するため、法案を早期に国会に提出する。
(3)企業の事業性に着目した資金調達・経営者の個人保証の不要化	 本年3月、スタートアップの創業から 5年未満について個人保証を徴求しない信用保証制度を創設。 本年2月、日本政策金融公庫が行う貸付けに関して、スタートアップの創業から5年以内の場合に経営者保証を求めない貸付要件を設定。 	・ 経営者保証が付いている融資の割合は 徐々に減少しているものの、引き続き、 民間金融機関の新規融資のうち7割で 経営者保証が付いている。	 経営者保証ガイドラインの活用を徹底し、引き続き、新規融資に占める経営者保証が付いている融資件数の割合を減少させることを目指す。 来春までに、保証料の上乗せ負担により経営者保証の解除を選択できる信用保証制度を創設する。
・ 事業成長担保権の創設	・ 本年2月、金融審議会において制度設計に向けた報告書を取りまとめて公表した。	スタートアップ等が最適な方法で成長 資金を調達できる環境を整備するため、金融機関が、スタートアップ等の事業価値やその将来性といった事業そのものを評価し、融資することが有効。	・ 企業のノウハウや顧客基盤等の知財・ 無形資産を含む事業全体を担保に資金 調達できる法制度(「事業成長担保権」) を検討し、早期の法案提出を目指す。

VI. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
○ インパクトスタートアップ、NPO、既存		インパクトスタートアップ等による	・ 関係者間の連携強化を図るための枠組
企業の関連部門、投資家等の関係者間		個々の社会課題の解決に向けた案件組	みを設ける。投資家・企業が参加し、事
の連携強化のための枠組みの創設		成を促すため、インパクトの測定方法	業評価に関するデータ整備や人材育成
		の検討、データ整備、それらを活用した	等を促進するためのコンソーシアムを
		投資を後押しすることが必要。	設置する。
〇 インパクト投資の案件創出	・ インパクト投資(経済的利益の獲得の	インパクト投資に関する関係者の理解	
	みでなく社会的課題の解決を意図した	を深め、普及を促進するため、共通の基	本年度中に取りまとめる。
	投資)の要件等を取りまとめる基本的	本的な考え方・要件を整理することが	7.12114782000
	指針案について検討中。	必要。	・ 日本政策投資銀行や自治体との連携を
		2 ·女。	通じて、案件創出を進める。
○ インパクトスタートアップに関する教	・ スタートアップ・エコシステム拠点都	- 若い世代は、スタートアップの創業を	・ 社会的起業家を育成する教育拠点づく
育プログラム	市において、社会的起業に関する教育	検討する際、環境問題や子育で問題等	りや、社会的起業家を志す若手人材の
H J L J J A	プログラムを含めた起業家教育の実	の社会的課題の解決を目的にすること	海外派遣を支援する。
	施・高度化等の支援を実施。	が多い。国内のスタートアップの起業	海外派追さ又扱する。
	心・同反心寺の又抜き天心。	の動機は「社会的な課題を解決したい、	・ 国内の大学における教育課程の開発や
	- 社会的担業家を主才芸手「社の海り派	社会の役に立ちたい」が 73%で筆頭と	社会的起業家の卵のネットワークづく
	│・ 社会的起業家を志す若手人材の海外派 │	社会の技に立らたい。か 70%で単頭と なっている。	り等を支援する。
○ インパクトスタートアップの認証制			
	- 海外の法制度について調査を実施。	・ インパクトスタートアップに関して、	・ J-Startup のインパクトスタートアップ版を目期に発見される。
度・新たな法人形態の検討		国際的な認証の枠組みが存在。	プ版を早期に発足させる。認定された
			企業に関して、公共調達における優遇
			措置を導入する。
			- 半国笙の謎以国の東側を参照し 民間
			・ 米国等の諸外国の事例を参照し、民間 で公的役割を担う新たな法人形態の制
〇 世紀入業リストの佐津 地士白沙仕上			度の要否について、検討を進める。
〇 推奨企業リストの作成、地方自治体と	・ 行政との連携実績のある企業カタログ	・自治体がインパクトスタートアップのサービスを導入するための人力の力	
のマッチング	を制作し、インパクトスタートアップ ・ ************************************	サービスを導入するためのノウハウ、	との取組の好事例集について、自治体
○ 奶タに対する主接世界	を複数掲載。	情報が不足。 ・ 社会的効果の実現は長期の時間動る場	への周知を進める。
〇 投資に対する支援措置	・中小機構における専門家派遣事業にお	・ 社会的効果の実現は長期の時間軸で捉	・インパクトスタートアップに対する専
	いて、インパクト関連の専門家登録及び活用の進れた計点	える必要がある。 	門家派遣事業等の支援制度を検討す
○ こてナレ幼科 ◇米町こフナレ幼科へ	び活用促進を検討中。		る。
│○ ふるさと納税・企業版ふるさと納税の			・ インパクトスタートアップの育成支援
活用	援プロジェクト」を活用した地域での		として、ふるさと納税・企業版ふるさと
	創業を拡大。企業版ふるさと納税の活		納税の枠組みの利用を活性化させる。
〇	用事例を周知。		一
〇 休眠預金の活用 な合物課題に取り組む早期の活動に対	・ 昨年 12 月、休眠預金等活用法の見直し		・休眠預金の活用事業により、創業期等
・ 社会的課題に取り組む民間の活動に対	の方針を公表。		のインパクトスタートアップに対する
し、休眠預金の活用を検討する。			出資を可能とする。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
〇 国・自治体による成果連動型事業の拡 大	・ PFS (成果連動型民間委託契約方式) ア クションプランを策定。		・ 民間からの資金調達を行うソーシャル インパクトボンド等の活用を進める。
○ 公益法人を通じた寄附性の高い資金の 流れの拡大	 本年6月、公益社団・財団法人制度の改革の方向性について「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告」を取りまとめ。 	る出資や助成を促進する。	・ 公益法人の事業の変更認定手続を見直 すとともに、公益信託の受託者の要件 を緩和し、インパクトスタートアップ も参入可能とするため、来年の通常国 会に必要な法案の提出を図る。
○ ワンストップ窓口の設置			・ 各種施策をワンストップで把握できる 窓口を設置し、支援体制を強化する。

2. 社会的課題を解決する NPO・公益法人等への支援

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
○ 公益法人の改革 ・ 民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革を検討する。	・ 本年6月、公益社団・財団法人制度の 改革の方向性について「新しい時代の 公益法人制度の在り方に関する有識者 会議最終報告」を取りまとめ。	・ 公益社団・財団法人制度の改革に当たっては、収支相償原則(公益法人においては、公益目的事業に要する費用を償う額を超える収入を得てはならない)、遊休財産規制(使途の定まっていない遊休財産を公益目的事業費の1年相当分を超えて保有することができない)、ガバナンスの充実等について更なる検討が必要。	 収支相償原則や遊休財産規制の見直しといった財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実等を行う。 公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。 このため、来年の通常国会に必要な法
○ 地域の課題解決に取り組む NPO	・ 昨年度、機能強化のためのシステム改	・ 官民協働による地域の社会課題解決に	案の提出を図る。 ・ 認知度向上のため、官民連携プラット
地域の課題解決に向けた自治体と企業・NPO等とのマッチングを促進するた	修を実施。	取り組む NPO 等に対する支援策の認知 度向上が必要。	フォーム等も活用し、プッシュ型での 普及・広報活動を行う。
め、官民連携プラットフォームの機能 強化を図る。	・ 官民連携マッチング件数は、本年3月 末時点で1,512件。		

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
○ 孤独・孤立対策に取り組む NPO・ 孤独・孤立対策に取り組む NPO 等の活動をきめ細かく支援する。	・ 孤独・孤立対策に取り組む NPO 等について、中間支援組織を通じた支援モデルの調査を実施。		・ 相談支援や支援を行う人材育成を強化 するとともに、内閣府における孤独・孤 立対策推進本部や地方自治体ごとの地 域協議会を設置し、官民の支援体制を
	・ 本年5月、孤独・孤立対策推進法が今国 会において成立した。	・ 孤独・孤立対策推進法の円滑な施行に向けた施行準備を進める必要がある。	強化する。

3. 競争当局のアドボカシー(唱導)機能の強化

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
・ 競争当局のアドボカシー (唱導)機能の強化のための体制整備を図る。	 デジタル (モバイル 0S、クラウドサービス等)、情報システム・金融 (クレジットカード等)、電力、スタートアップ等について、取引実態等の調査を実施。各業界の構造を踏まえ、問題となり得る行為・競争の実態 (自社アプリの優遇 (モバイル 0S)、サービス切り替えに対する料金・ライセンス面での障壁設定(クラウドサービス)、加盟店への高額な決済手数料 (クレジットカード)、大企業・出資者による無償作業・営業秘密開示の要求 (スタートアップ)等)を示し、競争環境の改善を促進。 本年度から執行体制を増強し、12 名の増員を実施。 	要。	 グリーン・デジタル等、市場が急速に変化する分野を中心に、新たな実態調査を進め、アドボカシー機能を発揮する。 クラウドや情報技術、情報セキュリティ、経済分析等の専門性を有する人材の公正取引委員会事務局への登用を進める。

4. コンセッション (PPP/PFI を含む) の強化

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
空港、バスタ、スタジアム・アリーナに 関してコンセッションの導入を進め る。	空港では3か所(新潟、大分、小松)で導入 検討中(空港容量の拡大等の機能強化も引き続き 必要であるため、例えば、羽田では新経路(2020年 導入)の騒音・落下物対策、成田では第3滑走路の 建設準備を進めていることに留意)。	・ 空港については、新型コロナウイルス 感染症のような不可抗力によって費 用・損害が生じる場合の官民のリスク 分担の在り方について検討が必要。	・ 空港について、官民のリスク分担の在 り方について検討を進め、2026 年度ま でに3か所について具体的な方針を決 定する。
	バスタでは7か所(品川、追浜、新潟、近鉄四日市、神戸三宮、呉、札幌)で導入検討中。スタジアム・アリーナでは2か所(神宮外苑、川崎等々カ)で実施契約済、2か所(豊橋、富山)で導入検討中。	 空港容量拡大等の機能強化の実現に向け、経路下・空港周辺地域との調整等の取組を着実に実施していくことが必要。 スタジアム・アリーナについては、自治体において、まちづくりとの連動など構想段階からの調整が必要。 	 羽田・成田は空港容量の活用・拡大に向け、地域との調整を進める。 2026 年度までに、バスタフか所、スタジアム・アリーナ 10 か所について具体的な方針を決定する。 スタジアム・アリーナについて、導入構想段階から自治体の検討を支援する。
林業分野で樹木採取権(あらかじめ指定された国有林に対し、民間事業者が一定期間安定的に樹木を採取できる権利)の設定を進める。	 10か所のうち8か所(根釧西部、秋田、三八上北、茨城、東信、岡山、四万十、熊本南部)に樹木採取権を設定。 2か所(網走中部、胆振東部)は、樹木採取権の設定によって新たに採取される木材量に見合った需要が見込めなかったため、事業者の申請がなく、採取区の指定解除。 	営規模の拡大を進めたいものの、現時 点では事業の実施体制を組めず、申請 を見合わせ。	・ 新たな樹木採取権の設定に向け、候補 地の選定を進める。その際、案件形成に 向けた市場調査・情報収集(マーケットサ ウンディング)の常時実施、権利期間(基本 は10年)の柔軟化、採取区の複数・同時 指定等の対応を行う。

Ⅲ. 資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成

Ⅵ. 貝座別付付店 ノノノ C 万字い中间	10 - 10 100		
実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(1) 基本的な考え方、(2) 目標 ・新しい資本主義実現会議に検討の場を 設け、本年末に総合的な「資産所得倍増 プラン」を策定。		5年間で NISA 総口座数を現在の 1,700 万口座から 3,400 万口座へと倍増させ、 NISA 買付額を 28 兆円から 56 兆円へと 倍増させることを目指す。長期的な目 標としては資産運用収入そのものの倍 増も見据えて政策対応を図る。	
(3) NISA 制度 ○ NISA の抜本的拡充・恒久化 ・ 個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA (少額投資非課税制度) の抜本的な拡充を図る。 ○ NISA の手続の簡素化 ○ 新しい NISA 制度の開始に向けた対応		 サービスを提供する金融機関や利用者の負担を軽減することが必要 新しいNISA制度の円滑な実施と利用者の利便性向上。 利用者の裾野を更に広げ、NISA制度が資産形成の入口として定着するよう周知・広報することが課題。 	係る手続の簡素化・合理化等を進める。 ・ 8,000 万人の投資未経験者に対し、NISA制度の周知や、資産形成への関心を喚起する広報活動を強化する。
 (4) iDeCo 制度 ○ iDeCo 制度の改革 ○ iDeCo の加入可能年齢の引上げ ○ iDeCo の拠出限度額の引上げ及び受給開始年齢の上限の引上げ (5) 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設 	・ 資産所得倍増プランを踏まえ、社会保 障審議会企業年金・個人年金部会にお いて今後の対応について議論を開始。	来年の公的年金の財政検証に併せ、加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げ等の iDeCo 制度の改革を実施する見直しが不可欠。 新たな組織を速やかに設立し、信頼できるアドバイザーを速やかに養成することが課題。	iDeCo 制度の具体的な見直し案の検討 を行う。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(6) 雇用者に対する資産形成の強化	・本年3月、従業員が職場つみたて NISA に投資する際の企業の奨励金について、企業が賃上げ促進税制による税額 控除を受けるために増加させる必要がある給与の範囲に含まれることを公表した。	新たな組織を設立し、信頼できるアドバイザーを速やかに養成し、職域における活用を促すことが課題。	・ 雇用主による雇用者の経済的な安定の 向上に向けた取組を推進する。
(7) 金融経済教育の充実		・ 資産運用を行わない理由として、4割の者が「資産運用に関する知識がない」ことを理由として挙げており、こうした層に安定的な資産形成の重要性を浸透させていくため、金融経済教育を届けていくことが重要。	 金融経済教育推進機構を設立するとともに、官民連携して、地方を含めた金融経済教育の推進体制を整備する。 官民一体となった金融経済教育を全国的に実施する。
(8)世界に開かれた国際金融センター の実現	・ 国内外の金融関係者からの要望を踏まえ、ビジネス・生活環境の改善に向け、 拠点開設サポートオフィスでの英語で の登録審査等の対象業種の拡大等を実 施。	・ パンデミックを契機とした BCP(事業継続計画) の見直しや東アジアにおける 地政学的に不透明な状況の中で、投資 家や資産運用業者において新たな拠点 を模索する動きがある。	・ 海外主要メディアへの広報チャンネル 拡大や、集中的に海外金融事業者を日 本に招致するプロモーションイベント の開催等、情報発信を効果的・戦略的に 実施する。
(9)金融資本市場の活性化 ○スタートアップ支援	昨年6月、金融審議会において、市場制度に関する議論を取りまとめ、中間整理を公表。	・ 証券会社が運営する私設取引システム (PTS) では、プロ投資家向けに未上場 株の取扱いが認められていない。	・ プロ投資家向けの非上場株式の取扱い を可能とするため、本年度中に金融商 品取引法の関係政令を改正する。
○ ESG 債市場等の活性化	 昨年7月、国際議論の動向や国内施策の進展等を踏まえ、グリーンボンドガイドライン等を改訂。また、昨年7月、日本取引所グループ(JPX)において、ESG債の発行情報等を集約する「ESG債情報プラットフォーム」を設置。 	・ 日本取引所グループの ESG に関する情報プラットフォームが我が国の ESG 投資の基盤となるよう、同プラットフォームの拡充を進めることが重要。	示データプラットフォームの構築のほか、資本性を備えた ESG 商品の拡充についても取組を促す。
○ 人的資本への投資	人的資本に関する情報開示の在り方に 焦点を当てて、対応の方向性について 包括的に整理した手引として、「人的資 本可視化指針」を公表。	・ 国際的なサステナビリティ基準設定主体において、人的資本開示に関する国際ルールが策定されていないため、国際ルールの形成を促す必要。	・ 人的資本に関する開示ルールの整備や サステナビリティ情報の開示の充実を 図る。
○ コーポレートガバナンス改革	コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラムを公表。	・ 企業の持続的な成長と中長期的な価値 向上を促進するため、形式面での対応 ではない、企業と投資家の自律的な意 識改革等の実質面での取組が重要。	・ 収益性・成長性・サステナビリティを意識した経営や、企業と投資家との建設的な対話を促していく。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
○ アジアにおけるGX金融ハブの形成	 昨年12月、「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ&A」を公表し、金融機関におけるカーボン・クレジットの取扱いを明確化。 東京証券取引所において、カーボン・クレジットを提の実証を実施 	・ アジアのGX投資に関連する情報・人材・資金を集約することが重要。	・ 日本取引所グループの情報プラットフォームに、CO2 排出量を含む企業開示データを集約する。官民関係者が参画するコンソーシアムを組成し、案件の形成、カーボン・クレジットの創出を後押しする。
○ 市場インフラの強化	レジット市場の実証を実施。 ・ 昨年 12 月、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける議論を取りまとめ、「市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理」を公表。	・ 私設取引システム (PTS) の売買高上限 の緩和に合わせて、取引の公正性や価 格の透明性の確保を図る制度整備を検 討する必要。	の緩和等に係る論点の整理を踏まえ、
○ 銀証ファイアウォール規制の見直し・ 利益相反や優越的地位の濫用等の弊害の防止に留意しつつ、その取扱いについて検討する。(10)金融行政・税制のグローバル化	・金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、中堅・中小企業等の情報に関する規制等の取扱いについて議論を実施。		 顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の状況を適切に確認しながら、外務員の二重登録禁止規制等に関する銀証ファウォール規制の銀行・証券間で、顧客の非公開情報を同意なり方や必要とされる対応につき検討を行う。 拠点開設サポートオフィスの機能があるときを禁止がある場合を行う。 拠点開設サポートオフィスの機能があるとを強いで、関係金融がでは、の課題の把握を始め、「国際金融がでに、必要を始め、「国際金融がで、の課題にのいて把握し、必要
(11) 外国籍の高度金融人材を支える生活・ビジネス環境整備	 口座開設等の金融サービス利用の利便性向上が一層図られるよう、外国人材や外国人材の受入れ企業等に対する周知活動を実施。 金融機関に対し、外国人顧客対応の優良事例、留意事項をまとめた資料を作成・公表して周知。 	・ 各金融機関における、より一層の取組を推進することが重要。	な見直しに向けた対応を行う。 ・ 預金口座の開設が円滑に進むよう、引き続き、金融機関の取組を促す等、高度金融人材を支えるための生活・ビジネス環境整備に取り組む。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(12) 顧客本位の業務運営の確保・ 顧客本位の業務運営の観点から国民の安定的な資産形成に資する適切な助言や勧誘が行われるよう、制度等の見直しを図る。	て、顧客等の最善の利益を勘案しつつ	等の利益を第一に考えた立場からの取 組の定着や底上げが図られるよう、取	要な取組を進める。

Ⅷ.経済社会の多極化

1. デジタル田園都市国家構想の実現

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
 (1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備・中山間地の生活環境改善 ○ 規制・制度の一括改革と実証事業の実施 ・ 7項目のアナログ規制(目視、定期検査・点検、実地監査、常駐・専任、書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧)を集中的に改革する。 	・ 昨年 12 月、7 項目のアナログ規制に関する法令(1万条項)の見直しに関する方針及び工程表を策定。この中には、既存の規制・制度をデジタル技術で代替可能か検証を要する規制(1,000 件)があるため、早期にその検証を行う。	・ 法令改正等の見直しの検討に当たって、早期の技術検証が必要。	技術検証の結果も踏まえ、7項目のアナログ規制に関する法令(1万条項)及び通知・通達等(2,500条項)について、工程表に沿って法令改正等の見直しを実施する。
○ 光ファイバ・5 G等のデジタルインフラの整備・ 光ファイバについて、2027 年度中に世帯カバー率99.9%を必達目標とする。	・ 2022 年3月の世帯カバー率は99.7%。 条件不利地域の光ファイバ整備の補助 を実施(令和4年度補正)。	・離島等の条件不利地域の中でも、「GIGA スクール構想」等を可能とする通信環 境の整備が求められる。	 2027年度末までに世帯カバー率99.9%を達成する。 自治体設置の光ファイバ設備(150万世帯以上)について、要望がある場合には、民間設置に移行できるよう支援する。
・ 5 Gの整備について、2030 年度中に人 ロカバー率で 99%の整備を必達目標と する。	・ 2022 年3月の人口カバ一率は93.2%。 インフラの共同利用も通じて、条件不 利地域での基地局整備を支援(令和4年度 ^{補正)。}	 インバウンド対応や産業利用、防災の 観点から、居住地域だけでなく、主要道 路等の非居住地域についても基地局整 備を進める必要がある。 また、通信事故時の迅速な他社回線へ の切り替えも課題。 	 2030年度末に人口カバー率で99%の整備を達成する。 主要道路等の非居住地域への基地局整備を支援する。 携帯電話サービス停止時に、他社の基地局を利用できる仕組みについて、2026年3月までの社会実装を目指す。
○ デジタルによる中山間地の生活環境改善 ・ デジタルを活用してサービスを複合化 することで効率的に実施する取組を横 展開していくため、広域的な範囲で支 え合う組織づくりを推進する。	昨年度、農村型地域運営組織(農村 RMO) モデル形成支援に取組む 28 地域を支援。	・ 中山間地域では、農用地等の維持・管理 と農業生産活動の継続のみならず、集 落機能の維持も困難になる集落が増 加。	・ 複数の集落機能を補完する農村 RMO 等 がスマート農機を活用した農用地の保 全管理や ICT を活用した買い物支援等 に取り組む地域に対する支援を行う。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
 ○ 交付金を活用した優良事例の横展開の加速 ・ デジタル田園都市国家構想実現ファンドを創設 (意欲のある基礎自治体が民間事業者と連携して行うハード・ソフト事業の支援を検討)。 	・ 「デジタル田園都市国家構想交付金」 (地域の課題解決のため、①ドローン配送や遠隔医療等のデジタル技術の社会実装によって地域課題解決を図る自治体の初期費用、②デジタル技術を活用した観光・農林水産業の振興拠点の整備、を支援する事業(令和4年度補正800億円))を創設。	・ 引き続き、デジタル技術を活用した地域課題解決に取り組む必要がある。	・ 交付金により、地域課題解決を加速しつの、当該自治体の取組のみに終わらせず、他自治体への横展開へとつなげていく。 ・ デジタル技術を活用し地域課題の解決を図る地方公共団体を来年度までに1,500 団体にする等のアウトカムや、その実現のために必要となるノウハウ不足の解消等のアウトプット、それらの進捗を測定する評価指標(デジタル技術を活用し地域課題の解決を図る地方公共団体数等)を設定し、継続的にフォローする。
○ Digi 田甲子園の継続・強化 ・ 地域における未来サービスの先駆事例 やアイディアを発掘・横展開するため、 優れた取組を表彰するデジタル田園都 市国家構想・甲子園(Digi 田甲子園) を開催する。	・ Digi 田甲子園を開催。	・ 引き続き Digi 田甲子園を開催し、地域 における未来サービスの先駆事例を発 掘・横展開する必要がある。	 Digi 田甲子園を継続・強化する。 全国津々浦々でのデジタル実装の横展開につなげるとともに、国内外に向けた発信を強化する。
○ デジタルリテラシーの向上・ 高齢者などデジタル技術に不慣れな方も含め、誰一人取り残されないデジタル化を実現する。	 公民館や学校を活用してデジタルリテラシー向上のための講座を実施する自治体を補助 (令和4年度補正)。 携帯ショップにおいてデジタル推進委員による講習会を実施。 	 全国に 1,700 ある自治体のうち、できるだけ多くの自治体が事業に参加するよう後押しする。 	 公民館・小中学校等の場を活用し、本年度中に100万人の受講を達成する。 携帯ショップのない地域でも、地元企業や自治体と協力して講習会を実施し、年間50万人の受講を達成する。
○ デジタル人材の育成・ 地域で活躍するデジタル人材を現在の 100 万人から 330 万人に拡大する。	・ 2022 年度からの5年間で230万人の育成を行うこととし、来年度中には、大学生・高等専門学校生の育成(年17万人)、社会人等のスキルアップ支援(年13万人)、職業訓練等(年13.5万人)などの取組を通じて、合計で年間45万人のデジタル人材を育成できる体制を構築することを決定。	な育成計画が必要。 ・ とりわけ、教員確保に課題を抱える大学・高専があること、社会人向けの教育	 ・ 来年度末までに年間45万人を育成できる体制を構築すべく、各領域において具体的な育成計画を定め、フォローアップを行う。 ・ 大学・高等専門学校でデジタル教育を担う教員確保のための実務家の導入、オンラインを活用した社会人向け教育コンテンツの提供・充実、職業訓練のデジタル関連講座の強化を図る。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容		 残された課題	今後の対応方針
○ 地域を支える人材のマッチング	・株式会社地域経済活性化支援機構 (REVIC)に整備する大企業人材プラットフォーム(レビキャリ)について、個人による登録の仕組み等を導入した。また、同プラットフォームを活用して経営人材を採用した地域企業に対する給付金について、多様な経営人材の確保を促すべく、要件を見直した。	・地域企業の成長に不可欠な人材ニーズを満たす必要がある。	
(2) デジタル田園都市国家を支える地域交通、ヘルスケア、教育の推進) 自動運転の社会実装 ・ 自動運転等の新技術の実装を進める。	 本年5月、国内初のレベル4自動運転移動サービスを開始。 実証により、ローカル5G等の超高速、低遅延通信の有効性を確認。 	・ 技術が成熟しつつある低速・定路線の バス等から速やかに自動運転の社会実 装を進める必要がある。	2025 年目途で全都道府県での自動運転の社会実験を実現すべく、官民連携で導入に取り組む事例を後押しするとともに、MaaS (Mobility as a Service) の社会実装を推進する。あわせて、ロボットタクシーの社会実装を進める。 自動運転に必要なローカル 5 Gの整備、自動運転支援道の設定等も進めることで、2027 年度までに、無人自動運転移動サービスを 100 か所以上で実現する。
○ 交通インフラの整備・地域公共交通の リ・デザイン・ バスや鉄道等の地域交通ネットワーク の再構築を図る。	 ローカル鉄道を①高度化するか、②バス等に転換するか、を国・鉄道事業者・自治体等で協議する枠組みを設ける地域交通法改正法が今国会において成立。 地域交通と医療・介護等の他分野を組み合わせた取組など共創型の事業モデルの実証を支援(令和4年度補正)。 地域交通の再構築に必要なインフラ・車両整備費用を支援。 	・ 郊外・過疎地域 (人口5万人以下の1,200 自治体) では、自家用車での移動が7割を占めており (2010年国勢調査)、運転免許返納後の高齢者を中心に地域内での移動手段の確保が課題。	 2027 年度までに、地域交通法に基づいて自治体・事業者が行う地域公共交通のリ・デザインを実行する事業を300件認定することを KPI とし、地域関係者間の連携を促す。 本年度中の早期に、自家用有償旅客運送を行う者が適切な対価を得られるよう、現行の対価の目安を見直すとともに、タクシーの営業所設置要件等を緩和する。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
○ 地域包括ケアシステムの整備	・ 第8期介護保険事業(支援)計画等に基づき、地域包括ケアシステムを構築するため、必要なサービスの確保等に取り組んできた。	・ 平均寿命が延伸する中、身体寿命と健康寿命とのバランスを取ることが重要。高齢者自らの意思に沿って、医療・介護・居住のサービスを地域で受けられる体制(地域包括ケアシステム)を実	• 団塊の世代が全員 75 歳以上になる 2025 年までに地域包括ケアシステムを 完成させることを目指し、医療・介護等 における取組を進める。
	・ 仕事をしながら家族等の介護に従事するビジネスケアラーの実態把握や、介護離職等含めた経済損失に関する推計を行うとともに、対応の方向性を検討。	現することが引き続きの課題。 ・ 介護離職の防止の観点から、高齢者それぞれのニーズに沿ったサービスを柔軟に組み合わせられるようにし、高齢者側の生活改善と介護者側の負担軽減の両立を図る必要。	・ 介護と仕事の両立の観点も含め、介護 保険サービスの提供を阻害することの ないように留意しつつ、介護保険外サ ービスの活用拡大に向けた取組を進め る。
○ GIGA スクールの推進 ・ 一人一台の端末や高速通信ネットワークを整備し、デジタル技術の活用により、子供達の最適な学びを実現するGIGA スクール構想を推進する。		児童生徒一人一台端末による学びをより効果的なものとする必要がある。	・活用状況や各地方公共団体による維持・更新に係る持続的な利活用計画の状況を検証しつつ、国策として推進するGIGAスクール構想の一人一台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進める。 ・ 学びを支えるインターネット環境、支
			援員、大型モニター等の必要な学校の ICT 環境の整備の水準等について、来年 度までに方針を策定する。
○ 中堅・中小企業の振興	 中小企業向けに、資金繰り支援、価格転嫁対策の徹底に加え、グリーンやデジタル、人手不足に対応した事業再構築・生産性向上の支援を実施。 地域経済の中心的な担い手となり得る地域未来牽引企業を始めとする中堅企業に対し、地域未来DX投資促進事業や地域未来投資促進法等により、生産性向上や新たな付加価値の創出を支援 	・ 地域の良質な雇用を支える成長意欲のある中堅・中小企業を振興することが必要。	
○ 地域の課題解決に取り組む事業者への 支援	援。 ・ 地域内外の中小企業等が地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ地域・社会的課題解決と収益性の両立を目指すモデル事業の支援等を実施。	・ 地域の中小企業から、地域の社会課題 解決の担い手となる企業(ゼブラ企業)が創 出される環境の整備が必要。	地域の社会課題解決の担い手となる企業を創出し、インパクト投融資を呼び込むため、ソーシャルビジネスを支援する地域のエコシステムを構築する。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(3) デジタル田園都市国家構想の前提としての安心の確保 (方域交通インフラの整備・高速道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、国際拠点空港、港湾等の整備・活用を進める。	 高速道路、国際戦略港湾、新幹線、空港等のインフラについて戦略的かつ計画的な整備を実施。 リニア中央新幹線は、三大都市圏やその周辺地域をつなぐ高速かつ安定的な交通インフラとして、早期の整備を促進している。 	・引き続き、広域交通インフラの整備を図る必要。	 地方の暮らしや経済成長を支えるため、引き続き、高速道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、国際拠点空港、港湾等の整備・活用を進める。 基本計画路線及び幹線鉄道ネットワーク等の高機能化等の地域の実情に応じた今後の方向性について調査検討を行う。
○ 物流の 2024 年問題への対応	・本年6月、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議にて、政策パッケージを取りまとめた。	・物流業界では、トラックドライバーの 有効求人倍率が2倍と人手不足であ り、来年度から時間外労働の上限規制 が適用されるため、人手不足への対応・ 生産性の向上が喫緊の課題(「2024年問 題」)。	
○ 持続可能な地域経済社会の実現・ 循環経済移行を進める。	 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動の官民連携協議会を開催。 国産材の供給量は、令和2年度と比べ、257万㎡増の3,372万㎡と増加(令和3年度)。 	 地域におけるネットゼロ、循環型の経済・社会システムへの転換を進める。 森林資源の循環利用に向け、国産材の安定的・持続的なサプライチェーンの構築や、地域一体となったデジタル技術の活用による生産性の向上等を推進する必要。 	 消費者の行動変容、地域共生型の再生可能エネルギー導入、国産材の安定供給・活用、実現に向けた統合的取組を進める。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
○ 国土強靱化、防災・減災投資の加速 ・ 「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフトー体となった取組を強力に推進する。	・ 国土強靱化関係予算として、予算を確保し、5か年加速化対策等の取組を推進している。	 引き続き、ハード・ソフトー体となった 取組を強力に推進する必要。 防災DX及び防災科学技術を推進する 必要。 	 「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、ハード・ソフトー体となった取組を強力に推進する。 本年夏を目途に策定する新たな基本計画について、防災インフラの整備等に加え、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、「地域における防災力の一層の強化」を新たな施策の柱とし、国土強靱化にデジタルと地域力を最大限活かす。
			・ 次期総合防災情報システム(来年度運用開始予定)を中核に各省庁等のシステムとの連携を強化し、2025年度までに災害情報を一元化する防災デジタルプラットフォームを構築するとともに、防災関連の技術開発を進める。
○ 空き家の管理・活用・ 全国版空き家・空き地バンクの活用や、 空き家等を活用したサテライトオフィス等の環境整備を促進する。	・ 空き家・空き地バンク導入のポイント 集の公表や自治体への説明を実施。	・ 空き家の増加を踏まえ、周囲に悪影響 を及ぼす前の段階から空き家の有効活 用や適切な管理の確保を促進する必	・ 空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、空家等対策特別措置法等に基づき、除却の促進に加え、空き家のまた物が思が必要な反構の指定によ
ス等の環境整備を促進する。	・ 市町村がサテライトオフィス等への空き家活用に対して支援する場合に、補助事業を実施。 ・ 空き家の用途変更や建替えの促進、管	要。	の重点的活用が必要な区域の指定による用途変更や建替えを促すとともに、 子育て世帯等向けの空き家活用支援を 行う。
	理が不十分な物件に対する指導・勧告 制度の創設等を盛り込んだ法案が今国 会において成立。		・ 適切な管理がなされていない空き家に 対する指導・勧告を徹底し、その適切な 管理の確保を促す。

2. 企業の海外ビジネス投資の促進

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
・ 政府として、中小企業を含め、企業による製品開発や販路開拓を含め、技術と 意欲ある企業の海外ビジネス投資をサポートする。			・ 在外公館等の連携の実績、支援メニューによる成功の実績等をベンチマークし、半年ごとに進捗状況をフォローする。

IX. 日本の魅力を活かしたインバウンドの促進

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
	本年3月に「観光立国推進基本計画」を 改訂。本年5月に「新時代のインバウンド拡 大アクションプラン」を策定。	・ 地方での多言語対応、キャッシュレス 決済環境整備、持続可能な観光等の旅 行者の意識変化への対応を図る必要が ある。	・ 本年3月に改訂した観光立国推進基本 計画に基づき、2025年より早期にイン バウンド消費5兆円、国内旅行消費額 20兆円を達成する。
(1) コンテンツの整備 ・ 観光産業について、安全・安心を確保しながら、国内需要を喚起するとともに、 観光地の再生及び高付加価値化を推進する。	・ ポストコロナ時代のインバウンド回復 に向けた高付加価値化、感染症対策、災 害対策、多言語対応等を支援 (令和4年度 補正)。	・ 外国人向けのインバウンドの回復に向けた努力を行うとともに、文化観光を推進する必要がある。・ 他方で、国内需要として、国内交流の拡大を図る。	 インバウンドの回復に向け、特別な体験の提供、医療ツーリズムやロケツーリズムも含めた新コンテンツの創出、国立公園の魅力向上とともに、文化施設の夜間活用や日本遺産の活用、スポーツツーリズム、農泊、サイクルツーリズム等を推進する。
			ワーケーション等の普及・定着、第2の ふるさとづくり、ユニバーサルツーリ ズム等のための環境整備を行う。
(2)受入れの円滑化		インバウンドの受入環境整備を強力に 推進する必要がある。障害者・高齢者等の受入環境整備を強 力に推進する必要がある。	・ 航空ネットワークの回復と強化、クルーズ再興に向けた訪日クルーズ本格回復への取組、国際交通機関へのアクセス向上、公共交通機関や観光地でのキャッシュレス決済の導入等を支援する。
			・ また、最先端技術を活用した出入国審 査の導入等の受入体制の確保や、公共 施設等のバリアフリー化等を進める。
(3)観光地域づくり	・ 観光地の再生・高付加価値化のための 旅館の改修等を支援 (令和4年度補正)。	・ 観光地・観光産業の再生・高付加価値化 や、持続可能な観光地域づくりが課題。	・ 複数年度にわたる計画的・継続的な支援策や観光DXを推進する。
			・ 観光地域づくり法人(DMO)を核とした 適切な観光地マネジメント体制の構築 や持続的な観光戦略の策定・実施を推 進する。

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
(4)文化芸術 ・文化財の保存・活用、文化芸術の教育等を進め、文化関連産業の振興を図る。	・ 文化財修理を担う人材の確保や、教員 への研修事業、コロナの影響を受けた 文化芸術団体の公演開催支援等を実 施。	 コロナで減少した子供たちの文化芸術体験機会の確保や、ポストコロナのインバウンドを見据えたアート市場の魅力向上が課題。 また、文化財の修理・活用等について、所有者による自助努力では限界がある。 	 国際的なアートフェアの誘致を、本格化する。 文化財の修理・活用等について、本年度中に、官民連携で支える枠組みを具体化する。 学校や地域の劇場・音楽堂等での本格的な文化芸術の鑑賞・体験を支援するとともに、文化芸術教育の改善策について検討し、本年度中に結論を得る。
(5) スポーツ ・ スポーツの成長産業化を図る。	スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームを構築し、情報発信やセミナーを開催。	コロナの影響を払拭し、スポーツを成 長産業としていくために、スタジアム・ アリーナ、スポーツ団体の新たな収益 源確保が課題。	スポーツツーリズム、まちづくりとの 一体化等の地域密着化を進めるととも に、デジタル技術も活用した高収益化 を図る。

X. 個別分野の取組

1. 宇宙

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
・ 多数の小型衛星が連携するコンステレーションの構築に向け、通信速度の高速化・大容量化を実現した宇宙光通信ネットワーク等の次世代技術の開発・実証を推進する。	・ 複数衛星制御技術やAI・宇宙コンピューティング技術、電波・光ハイブリッド通信技術・量子暗号通信技術の研究開発等を実施。	・ 2025 年度までに各要素技術の統合や、 技術確立後を見据えた官民でのユース ケースの作り込みが必要。	・ 防災・減災等に貢献するため、官民連携の下、多数の小型合成開口レーダー(SAR)衛星が連携するコンステレーションを 2025 年までに構築すべく、実証事業の推進を始め、次世代技術等の開発・実証を推進する。
・ H3ロケット等の基幹ロケットの競争 力強化に向けた取組を進める。	・ 基幹ロケット(H3ロケット及びイプシロンロケット)の打上げ失敗の原因を究明中。	 ・ H3ロケット及びイプシロンロケットの打上げ失敗の原因を究明し、その対策を講じる必要がある。 ・ 海外を含む民間需要に応えるため、衛星の大型化への対応や、基幹ロケットの打上げ頻度の向上(年7回)を進めることが必要。 	・ H3ロケット等の打上げ失敗に係る原 因究明をした上で、信頼性を確保しつ つ、国内外の衛星の打上げを実施でき るよう、基幹ロケットの打上げの高頻 度化等国際競争力強化に向けた取組を 進める。
・ 他国の GPS に頼らずより精緻な測位を 可能とする準天頂衛星システムの体制 を強化する。	・ 早期に準天頂衛星7機体制を構築する ための衛星及び地上設備の開発・整備 を実施。	・ 測位サービスの安定供給を目的とした バックアップ機能の強化や利用可能領 域の拡大が必要。	・ 他国の GPS に頼らずより精緻な測位を 可能とする準天頂衛星システムについ て、7機体制を着実に整備しつつ、11機 体制に向けた検討・開発に着手する。
・ 火星衛星探査計画及び国際宇宙探査「アルテミス計画」を推進する。	・ 来年度の火星衛星探査機打上げに向けた開発を実施。本年1月に日米間での宇宙協力に関する協定に署名。	・ 米国人以外で初となる日本人宇宙飛行 士の月面着陸や有人与圧探査車開発の ための実施取決めへの署名が必要。	月面での持続的な有人探査を目指すア ルテミス計画に参画し、有人与圧月面 探査車の本格的な開発等を進め、米国 人以外で初となる日本人宇宙飛行士の 月面着陸の 2020 年代後半の実現を図 る。
		・ 宇宙分野のイノベーションを官民連携 で加速する必要がある。	民間事業者等が複数年度にわたる予見可能性を持って研究開発に取り組めるよう、宇宙航空研究開発機構(JAXA)の資金供給機能を強化する。

2. 海洋

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
・ 海のデータの官民での連携を図るとともに、2026 年度の就航に向けて北極域研究船の建造を進める。	・ 海洋状況表示システム (海しる) の掲載情報・機能の充実や、北極域研究船を建造中。	・ 海洋状況表示システムの掲載情報・機能の充実に当たり、各利活用分野のニーズをフォローする必要がある。北極域研究船については、就航後の国際連携観測に向けた検討が必要。	 洋上風力発電の適地選定に向けたデータの整備等の関連施策を着実に実施する。 海洋デジタルツインの構築に向けた全球観測の実施や海洋環境等のシミュレーション技術の高度化等を行う。北極域研究船については、着実な建造を進めるとともに、就航後の国際連携観測に向けた検討を進める。
・海洋観測の高度化や国産海洋資源の開発のため、大深度海域で利用できる自律型無人探査機の技術開発等を行う。	・自律型無人探査機に関する技術開発や、海底熱水鉱床、メタンハイドレート、レアアース泥等の国産海洋資源の開発に向けた海洋調査等を実施。	 ・国産海洋資源の開発に向け、必要な技術開発、生産プロセス確立、資源量評価、環境影響把握等を着実に進める必要。 ・自律型無人探査機については、社会実装に向けた道筋を具体化する必要。 	 ・排他的経済水域での海洋観測の高度化や、沖縄周辺海域等での海底における熱水鉱床、メタンハイドレート、レアアース泥等の国産海洋資源の開発を進める。 ・自律型無人探査機について、社会実装に向けた戦略を策定し、小型化、無人化等に対応するための技術開発を行う。 ・国産海洋資源の開発に向けた技術開発、生産プロセス確立等に取り組む。 ・これらを含め、フロンティアである海洋分野について、複数年度を視野に入れた海洋開発重点戦略の策定及び予算の確保による予見可能性を持った開発を強力に推進する。

3. 対外経済連携の促進

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
・ 「自由で開かれたインド太平洋」の実 現に向けた取組を推進する。	本年3月に自由で開かれたインド太平 洋のための新たなプランを発表。	· G7議長国として達成した成果を、インドが議長国を務めるG20 に引き継ぐ。	· 「自由で開かれたインド太平洋」を推進するための協力を一層強化する。
	・ G7広島サミットで、G7として、世界 経済を力強くけん引し、持続的な成長 の実現のための取組を主導することを 確認した。		
 インド太平洋経済枠組み(IPEF: Indo- Pacific Economic Framework)について、参加国間で議論を進める。 	本年5月に「IPEF サプライチェーン協 定」の実質妥結。	・ IPEF の貿易、クリーン経済、公正な経済部分の交渉を継続する。	のビジョンと具体的協力を打ち出す。
• TPP11 協定について、高いレベルを維持 しつつ、英国の加入手続の議論を主導 する。	本年3月、英国の加入交渉の実質的な 妥結を確認。DFFT について、国際的な議論の枠組み	CPTPP の市場アクセス・ルールの高いレベルを維持しつつ、英国加入プロセスを引き続き我が国が主導する。	CPTPP の市場アクセス・ルールを高いレベルに維持しつつ、IPEF、DFFT、投資協定等の取組において具体的な成果を目指す。
 信頼性ある自由なデータ流通、DFFT (Data Free Flow with Trust)の実現 に向け、国際的なルール作りにおいて、 中心的な役割を果たす。 			
			いわゆる「グローバル・サウス」と呼ばれる国・地域に対する関与を強化する。これらの国々には、エネルギー・鉱物資
			源や、サプライチェーンの重要な一翼 を担う国々があることから、「グローバ ル・サウス」でのビジネスを進める企業 への政策支援を強化する。

4. グローバルヘルス(国際保健)

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
グローバルヘルスについて、民間資金 を呼び込むため、好事例の普及や投資 インパクトの可視化を行う。	G7では、国際保健における民間セクターの役割の重要性を強調することに合意。本年3月に、好事例・投資インパクトの可視化について取りまとめ。		・ インパクト投資の推進に向けた国際連携の枠組みを構築するとともに、最近取りまとめたインパクト投資の好事例も参考に、健康投資・栄養対策等の取組事例の普及や投資インパクトの可視化を進める。
	・ 「国際公共調達情報プラットフォーム」を昨年 10 月に開設し、企業の調達 参入を支援。		・ 国際機関との協力や、グローバルヘル ス分野での官民連携を加速する。
	・ 関連機関に対し、日本の製品・技術が有効に活用されるよう働き掛けを実施。		

5. 福島をはじめ東北における新たな産業の創出

実行計画 (昨年6月閣議決定) の記載内容	進捗状況	残された課題	今後の対応方針
・ 福島イノベーション・コースト構想の推進、福島国際研究教育機構の長期・安定的運営、研究開発・産業化・人材育成に取り組む。	環境整備等を実施。福島国際研究教育	出、更なる企業誘致が必要。	・ 浜通り地域等における新たな産業の創出に向けて、企業誘致支援とともに、研究開発、産業化、人材育成を進める。